

プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する  
ワーキンググループ（第18回）

令和4年8月25日

【宋戸主査】 それでは、定刻でございますので、ただいまよりプラットフォームサービスに関する研究会プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループの第18回会合を開催いたします。

本日も皆様、お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。事務局より、ウェブ開催に関する注意事項について御案内がございますので、よろしく願いいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局、消費者行政第二課の丸山でございます。ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

構成員の方々におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言者以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただきますようお願いいたします。そのほか、チャット機能で随時、事務局や主査宛てに御連絡いただければ対応させていただきます。

本日の資料の御案内になります。本日の資料は、本体資料が資料1から資料6まで、及び参考資料が1から6までとなります。なお、参考資料1については、プラットフォームサービスに関する研究会の第二次とりまとめ（案）について、8月3日までパブリックコ

メントを行っていたところ、その結果の資料をお付けしております。8月23日の同研究会において提出された意見に対する考え方として決定されているものです。内容の御紹介は省略させていただきますが、35ページ以降にある第2部が本ワーキンググループで御検討いただいていた内容に関するものになります。適宜御参照いただければ幸いです。

注意事項は以上となります。

なお、本日、沢田構成員及び新保構成員は御欠席となります。また、山本主査代理は10時30分頃まで、板倉構成員は10時頃までの御参加となります。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸主査にお願いしたいと存じます。

宍戸主査、よろしくお願いたします。

**【宍戸主査】** 承知しました。それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、まず事務局より、利用者に関する情報の外部送信に関する総務省令案について御説明いただき、質疑応答を行います。

続いて、この総務省令案等につきまして、事業者ヒアリングをさせていただきたいと思っております。日本経済団体連合会様、新経済連盟様、在日米国商工会議所様、日本インターネットプロバイダー協会様、日本インタラクティブ広告協会様、日本スマートフォンセキュリティ協会様、モバイル・コンテンツ・フォーラム様、MyDataJapan様の順で御意見をいただき、まとめて質疑応答を行います。最後に、全体を通した意見交換を行わせていただく予定です。

それでは、まず、（1）事務局説明のところでございますけれども、資料1に基づいて、事務局より御説明をお願いいたします。

**【井上消費者行政第二課長】** 事務局でございます、消費者行政第二課の井上と申します。

構成員の皆様方におかれましては、本日もお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

これから事業者ヒアリングでございますが、その前に、省令案につきまして内容を御説明させていただきたいと思っております。

本日はドラフトをお示しさせていただいております。今後、本ワーキンググループの議論、それから法制的な審査を含め種々調整がございまして文言の修正があり得ますが、まずはドラフト案としてお示しさせていただきます。

それでは、内容に入らせていただきます。省令で決めるべき事項は5点ございまして、

それぞれ説明させていただきます。1つ目は、利用者に及ぼす影響が少なくない電気通信役務として、外部送信の規律の対象となるものを規定するものでございます。

この役務につきましては、原則として皆様にも御審議いただきました第二次とりまとめの報告で掲げられた役務を記載し、また、第二次とりまとめにおいて利用者として想定されるとされたウェブサイトやアプリの利用を前提として規定してございます。黒字の部分の法令上の定義につきましては今後調整がございしますが、我々として規定したいと思っているのは青字の部分でございます。

具体的には利用者間のメッセージ媒介サービス等、SNS・電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモールなど、オンライン検索サービス、それから各種情報のオンライン提供を規定しようと考えております。

この規定の条文の柱書きのところ、次のいずれかに該当する電気通信役務であって、ブラウザ又はソフトウェア、ソフトウェアについてはアプリを想定しており、今後表現ぶりが変わることがございますが、ブラウザ又はアプリにより提供されるものと考えてございます。

なお、規模による閾値につきましては、研究会での御審議を踏まえまして第二次とりまとめにも入ってございませぬので、省令案においても盛り込んでございませぬ。電気通信事業を営む者が上記役務に該当し、かつそれらについてブラウザ又はアプリを使う役務を提供する場合に対象となると考えております。

次、2つ目が通知又は公表、正確に申し上げますと「利用者が容易に知り得る状態に置く」でございしますが、簡単化のために利用者が容易に知り得る状態に置く方法、公表と称させていただきます。この2つ目につきましては通知又は公表の方法は、全部で3つございます。第1項が通知又は公表の方法に関する共通事項でございします。第2項が通知の方法に関するもの、第3項が公表の方法でございします。

まず、順番に申し上げますと、1つ目が通知又は公表の方法の共通事項でございします。こちらの柱書きの後半でございしますが、次の各号のいずれにも該当する方法により次条に掲げる事項を表示しなければならないとしております。「いずれにも該当」でございしますので、これらは全て満たしていただく必要がございします。

順番に申し上げますと、第1号で日本語を用い、専門用語を避け、平易な表現が、第2号で操作を行うことなく文字が適切な大きさで表示が、第3号で利用者が容易に確認できるようにすることとしてございします。こちらにつきましては、第二次とりまとめで階層化

といったような議論もございましたが、企業での様々な工夫も考えられるため、省令ではこの項の第3号のような書きぶりにいたしまして、具体的なベストプラクティスのようなものは解説やFAQといった資料の中で紹介することを考えたいと思っております。

第2項が通知の方法でございます。こちらについては、次号のいずれかに該当する方法により行わなければならないとしておりますので、言わば選択肢でございます。第1号につきましては、書きぶりはこれから修正いたしますが、ポップアップを想定してございます。第2号につきましては、前号に掲げる方法と同等以上に利用者が認識し理解しやすい形での通知としてございます。第2号につきましては、企業の創意工夫、技術革新というのがありますのでこのような書き方といたしまして、ベストプラクティスといったものを解説やFAQなどで示していきたいと考えてございます。

第3項が公表の方法でございます。こちらにつきましても、条文の柱書きにございますように次のいずれかに該当する方法でございます。第1号がホームページでの公表の方法を念頭に置き、第2号がアプリでの公表の方法を念頭に置いてございます。第1号はトップページでの公表のほか、そこから容易に到達できるページでの公表、第2号はアプリでの利用を前提に、アプリの利用前や容易に到達できる画面としてございます。第3号につきましては、それらと同等以上で利用者が認識し理解しやすいとしてございます。こちらについてもいろいろな取組、創意工夫がございますので第3号のような規定をいたしまして、ベストプラクティスを解説、FAQなどで示すことを想定してございます。

次が通知又は公表すべき事項でございます。第1号が外部送信される利用者の情報の項目。第2号が電気通信設備を設置して、又はそれを用いてその情報を受け、これを取り扱うこととなる者の氏名又は名称でございます。第3号が情報の利用目的でございます。こちらについては、柱書きのところで「情報通信指令通信ごとに」とございますので、タグ又はモジュールごとにこれらについて通知、公表していただくことが必要でございます。

次が、電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報ということで、言わば通知又は公表を要しない事項でございます。おおよそ一般的な利用者であれば、当該電気通信役務を利用するに当たって同意するであろう事項を、ここで通知又は公表を要しない事項としてございます。

第1号は、これを規定する法律第27条の12の第1号にも記載されている例示を規定してございます。あわせまして、後段2行目でございますけれども、電気通信役務の提供のために真に必要な情報といったことも規定してございます。これにつきましては、法律におき

まして、利用者の端末設備に記録された情報を送信する場合には、その送信先が第三者に限らず、当該電気通信役務を提供する者であったときも、今回の外部送信の規律が係ってございます。その場合に、あらゆる情報を記載することになりますと、かえって利用者にとって分かりにくくなるということも考えまして、EUの例なども参考に、このようなその他当該電気通信役務の提供ために真に必要な情報という規定を設けてございます。第2号が、言わば買物カゴといったような情報、第3号がログインに関する情報、こういったものにつきましても、一旦入力したものを再度入力しないようにするための利用者の利便性に関するものでございまして、こういったものを外部送信される場合には、通知又は公表を要しないとしてございます。残り第4号がセキュリティ対策のために送信する情報、第5号はTCPのような通信を確立するために必要な情報も送信する場合は通知又は公表を要しないものとしてございます。

最後でございますが、オプトアウトの措置に関する事項でございます。7号でございますが、第1号から第4号までがオプトアウト特有の規定でございます。第5号から7号までが、今まで見ていただいた通知又は公表すべき事項と同様の内容でございます。

第1号から第4号まで申し上げますと、第1号がオプトアウト措置を講じていることが分かるようにすること、第2号がオプトアウトした場合にどういった制約があるかというのを明確にすることを求めるものでございます。第3号がオプトアウトを受け付ける方法を、第4号が法律においてオプトアウトの措置が情報の送信又は情報の利用いずれかになっておりますので、どちらの行為の停止になるのかというのを明確にすることを求めるものでございます。

以上、省令5点につきまして省令案として掲げてございますので、何とぞ御意見のほど、よろしくお願い申し上げます。

**【宋戸主査】** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、質問あるいはコメントなどがありましたらチャット欄で私にお知らせいただければと思います。

なお、本日御欠席の沢田構成員から御指摘をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

第二次とりまとめは、利用者の利益に及ぼす影響が少ないと認められる利用状況がどのようなものであるか、内容、利用者の範囲、利用実態を勘案して今後適切に判断していく必要があり、この際、利用者の利益に及ぼす影響についてリスクベース、アウトカムベ-

スで検討することが望ましいとの意見が多くあったとされています。今回、省令案として4業態が提案されていますが、これらの業態がどのような観点で利用者に及ぼす影響が少なくないと判断されるのか、リスクベース、アウトカムベースでの検討が十分にされているとはまだ言えないように思います。

沢田構成員個人の御意見としては、利用者の確認機会の確保という目的に照らし、外部送信規律が必要な役務か、そうでない役務かを論理的に切り分けるのは不可能と考えられています。現時点では、持っていきたい結論に合わせて無理やり理屈をつけるよりも、将来条文自体を見直すことを前提に対象範囲を最小限にとどめた上で、規律内容の具体化とベストプラクティスの創出に注力することが望ましいと考えますと、このような御意見をあらかじめいただいていたところであります。

それでは、板倉構成員、お願いいたします。

**【板倉構成員】** おはようございます。ありがとうございます。

私がコメントしたいのは、最初の対象の役務ところなのですが、特に第2号と第4号です。第2号の中でもオンラインショッピングモール等です。こちらは純粋なモールであれば当てはまるのは間違いないですが、通常のオンラインショッピングサイト、自社のものだけ売るショッピングサイトは入らないという趣旨だと思います。それも受託販売等でオンラインショッピングモール等と区別がつきづらいというのは非常に多いと思います。

それから、第4号のほうはより一層深刻でありまして、各種情報のオンライン提供ということで、全くのコーポレートサイトで自社の情報しかなければ、これは他人の通信の用に供するというにはならないということになると思いますが、大抵のウェブサイトは何らかの情報を提供しているわけでありまして、極端なことを言えば広告を張ったらそれ自体が各種情報のオンライン提供になりかねないといったところで、非常に外延があやふやになります。この第2号、第4号について、今まで総務省とお付き合いがなかったようなところから問合せが極めて多く来ることが想定されます。今のところ、この法律の外部送信規律の部分は地方支分部局ではなくて本省で対応されるというように本ワーキンググループでもおっしゃっていましたが、本省で今までと一桁、二桁違う問合せが来た場合に対応できるかというのは非常に懸念しております。そのためには事前の準備も必要ですし、もう一つは、私はその外延で当たるかどうかで一々一つ一つのサービスを事業者が聞くのは非常に不毛だと思っていますので、当たりそうだったら、それはCookieポリシーで今の出されている規律に従えば、要するにどこの会社にどんなCookieを出して、ここがオプト

アウト先ですというのを列挙すればいいわけですから、もう迷ったらCookieポリシーを書いていただく、問い合わせている暇があったらつくったほうが早いというようなメッセージを出していただくのが良いのではないかと思います。

今日後半に事業者団体等の皆様からコメントがあるようで、私は授業で出られないですが、問合せに時間をかけるぐらいだったらつくってもらおうというのが一つと、とはいっても、今までと一桁、二桁違う問合せが来てしまうので、そのための体制整備は十分に行ってくださいということです。徐々に地方支分部局でも対応できるような体制を整えていただくしかないかなというところです。

ありがとうございます。

**【宍戸主査】** 板倉先生、ありがとうございます。

それでは、主婦連合会の平野オブザーバー、お願いできますか。

**【平野オブザーバー】** こんにちは。ありがとうございます。

いろいろまとめていただいて、私どもの主張も入っているという感想はあるのですが、気になる点は、私ども、同意のこともお話ししたかと思うのですが、同意についてのことがもう少し明記されていると良いという気がしました。

そして、同意については、多分私ども、ほとんどの利用者が気付かず、本当に錯覚してしまうような状況もあります。同意しないとここに入れないのではないかなというような思いで、もう何も考えずに同意するということもあり、その辺のことは多分、今後議論しながらということもあるかもしれませんが、この中にもそのような項目もあっても良いのかなと思いました。

それから、文字が分かりやすい大きさというようなことでもあるのですが、2ページ目の第1項第2号のところで「操作を行うことなく文字が適切な大きさで表示されるようにすること」というのは本当に大切なことだと思う一方で、この辺の認証の中では色というのもとても大事だということを私どもは申し上げます。例えば画面の色が見にくいという画面も大変多いので、その辺はこの省令の中というか、別のところで議論してもらえるのかとも思うのですが、その辺もぜひ考えていただきたいと思います。

少し気になったところで発言させていただきました。ありがとうございます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。実質に係る御議論も色々あるようですが、このラウンドはある程度のところで切って、ヒアリングをした上で、またさらに中身の議論をさせていただこうと考えております。

それでは、森構成員、お願いいたします。

**【森構成員】** 今の宍戸主査の御指示に従いまして、ごく簡潔に申し上げます。

まず、1点目は板倉構成員の御意見に賛成です。ウェブサイトによる情報提供やモールのことは、第三号事業者の範囲に係ってきってしまうことなのですが、ただ御指摘は全くごもっともであって、そういったところについても、外部送信をしているということの情報提供をするということの方が合理的ですので、やってもらうということかなと思います。また、問合せのことも全くごもっともで、これはそんなに大したことをお願いしているわけではないということが大きな前提になっているだろうと思います。外部送信されているわけですから、それは通知、公表していただいて別に特に問題のないことですので、自分たちはどうなのかとか、これはどういう概念かと言っている間にやっていただくということが全く適切なのかなと思いました。

2点目は条文に入っていくのですが、公表事項です。3ページ目の第1号から第3号までであるのですが、私は、オプトアウトの問題については非常に重要だと思っています。オプトアウトしない場合もあるということですが、オプトアウトの可否については公表事項に入れていただくのが良いのではないかと思います。オプトアウトできない場合はできないと書いていただく、5ページ目のオプトアウト措置に関する事項との守備範囲の問題はあると思いますけれども、そのことはあった方が良くと思います。

それから、4ページ目の通知又は公表を要しない事項ですが、第1号に入っています「その他～真に必要な情報」、これはちょっと中身がはっきりしないところがあるかなと思っています。この問題は、通常は同意するであろうとか、通常は利用者が同意するであろうとか、あるいは利用者の利益にかなうとか様々な範囲の決め方がこの「必要な情報」についてはあると思いますが、これは結構解釈の余地といますか考え方があると思いますので、限定列举に意味のある条文ではないかなと考えております。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。

それでは、太田構成員、お願いいたします。

**【太田構成員】** ありがとうございます。

まずは、右肩1ページのところについては板倉構成員、森構成員と同じで、意見に賛成いたします。先ほど森構成員からもありましたが、第三号事業者の中でという話になると思うのですが、そもそも第三号事業がどういったものなのかというところがあまり一般に

理解されているとは言い難いというところで、事業者からそういった問合せが来るというところを避けるためにも、迷ったら公表すれば良いというようなメッセージを出していたことは良いのかなと思っております。

そこに関連して、利用者に及ぼす影響が少なくない電気通信役務というのは、これは対象の事業者を明確にするための総務省令だと思うのですが、その事業者が行っている電気通信役務全般でこの対応が必要になるのか、電気通信役務を行っている中で今回の規律が適用になるのかというところははっきりさせた方が良くないかなと思っておりまして、今回の趣旨からしても、もともとの法文、第27条12の柱書きのところの書き方を見ると、この対象になった事業者が提供する電気通信役務全般に係るものだという理解をしております。

次に、右肩3ページ、ここも森構成員と同じ意見になるのですが、もともところちらのオプトアウトの有無があるのだったら、その方法を示しましょうというのが検討されていたと思います。それは前々回などでも僕は主張させていただいておりましたが、その理由としましては、もともとこれはただ一覧で出してオプトアウトができない状態のものを、野村総合研究所の調査で一般の人にアンケートを取ったところ、一覧でただ出ているだけだとオプトアウトもできるのか、できないのかよく分からないし、では、どうすれば良いのかということで、あまり意味がないというような結果になったと思います。アンチパターンをそのまま総務省令にしているような印象がありまして、それをきちんと改善するためにも、オプトアウトがある場合はきちんとあるかないかということを書いて、その方法を示すということが通知、公表の中に必要だと考えております。

以上です。

**【宍戸主査】**      ありがとうございます。

それでは、佐藤構成員、お願いします。

**【佐藤構成員】**      ありがとうございます。手短に2点だけ申し上げさせていただきます。

1点目としては、1ページ目の第三号事業のところ、皆さんがおっしゃったように結構書きぶりとしては迷うところがあるので、迷ったらきちんとポリシーを書いておくと、それで良いと思います。一方で、その観点で見ると、森構成員からも御指摘がありましたが、4ページの、逆にポリシーなどを出さなくて良い場合としての第1号のところ、やはり「真に必要な情報」というところは、何といたしましょうか、迷ったら書けという結構かなり広範囲になってしまうところがあるので、もう少し具体的に書かれないと事業者も迷うのかなというところでございます。

2点目です。これは毎回のようにしつこく申し上げているので恐縮なのですが、先ほど平野オブザーバーからも御指摘がありました。通知とオプトアウト以外に同意というやり方がある、同意に関しては、多分総務省だけで決められるところではなくて、個人情報保護委員会のほうでも同意の考え方というのを定めなければいけないところもあると思います。そのため、今回これが抜けているのは仕方ないところがあるのですが、個人情報保護委員会と相談して、より具体的な規定というものをつくるようにしていただければと思っています。

以上でございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

このラウンドはこの辺りで閉じさせていただきたいと思います。ヒアリングを伺った後に、また改めて議論を再開させていただきたいと思います。今、私が伺った中では、事務局への御質問というよりは御意見が多かったと思いますので、後のラウンドで今までの構成員、オブザーバーからの御指摘に対して事務局からあれば、その際またいただきたいと思っています。

それでは、事業者ヒアリングに移らせていただきたいと思います。本日も非常に多くのステークホルダーの方々から御意見を伺いたいと思っておりますが、まずは、日本経済団体連合会、若目田オブザーバーより御意見をお願いいたします。

【若目田オブザーバー】 若目田でございます。

まず、今回の第二次とりまとめに当たり、事業者、利用者の実態をヒアリングのうえ、外部送信に関する規律の実効性を高めるための御検討をいただいたことをまず評価したいと思っております。

その上で、かねてより申し上げてきたとおり、真に実効性のある規律の導入の観点からは、対象となる事業者において実務の担当者が規律を正しく理解し、業務プロセスに定着することが結果的に利用者の方々の保護につながると認識しております。このため、今後は様々な事業者の実務の実態も意識して、利用者情報の取扱いに関するベストプラクティスの啓発の在り方についてガイドライン等の検討を通じて具体的に進めるところに軸を移していくをお願いしたいと思います。繰り返しになりますが、事業者の現場まで分かりやすく伝える必要があると考えております。

対象となる電気通信役務についても様々な議論がございましたが、自社のサービスが対象になるか判断に迷うケースは当然あるかと思っております。板倉構成員と同じ意見にな

りますが、今後新たにサービスを開発する事業者も視野に入れて具体的に例示する、もしくはQAを充実させるとともに、実際の間合せやサポート体制の充実も必要ではないかと考えております。

経団連としましても、企業への普及啓発活動や、消費者にとって分かりやすい表示の仕方に関する広報活動を通じて、事業者の主体的な取組を一層強化していきたいと考えています。

また、これまでのヒアリングやパブリックコメントで提出した経団連の意見に関しましてはおおむね取り入れていただき感謝しております。その上で、取りまとめの論点2「利用者に通知し又は容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件」に関して少しコメントをしたいと思えます。

この規律の導入に当たって本質的に重要なことは、外部送信を危惧する利用者が知りたいと思ったときに、容易に分かりやすく知り得る状態を担保することで、この点に関しては、外部送信にかかわらずプライバシーを重視する一部の事業者では既に様々な取組をしていると思えます。例えばプライバシーセンターやプライバシーポータルなどで分かりやすい説明に努められていますが、例えば外部送信に関してもそうした取組と連携していく、このような方法も考え得ると思えます。つまり、今後ガイドライン等で通知、公表等における手法を検討する際にも、事業者がそれぞれの自社サービスや利用者などを踏まえ、適切な利用方法を考えられるような創意工夫の自由度は持たせるべきではないかと考えております。

以上でございます。

**【宍戸主査】** 若目田オブザーバー、ありがとうございました。

それでは、続きまして、新経済連盟、佐藤様より、資料2の御提出をいただいておりますので、それに基づいて御説明をお願いいたします。

**【佐藤氏】** 新経済連盟の佐藤でございます。いつもありがとうございます。

それでは、幾つか意見を申し上げさせていただきたいと思えます。次のページをお願いいたします。

まず、基本的な考え方といたしまして、ここは私どもとして再三申し上げてきたような内容でございますが、まず、大前提といたしまして、今回の外部送信の規制は、電気通信事業法の改正ということで導入されたものになっておりますので、そもそもビジネス全般を対象とするものにはなっていないと認識しております。例えば自社の情報提供用のウェ

ブサイトですとか自社のECサイトなどは電気通信事業に該当しないということで、これはおのずから対象外になると認識しております。先ほどから少し議論がありますとおり、これ自体に紛れがあるのではないかと、あるいはこの辺の限定が適切なのかどうかという話が議論としてはあるかと思うのですが、ただ今回は電気通信事業法の改正という形をとっておりますので、電気通信事業に該当しないところも、利用者のことを考えて自主的に外部送信先などを明示していただくということは良いかと思いますが、ここではあくまで遵守すべき規制の内容を議論しておりますので、その意味ではやはり対象の明確化が必要になるのではないかと考えてございます。

次のポツのところでございます。今回は電気通信事業法において措置を行っておりますので、先ほども申し上げましたとおり、規制の適用対象になるサービス・事業者がどこになるかという点が大きく問題になりますし、また、基本的に全事業者が対象になる個人情報保護法との関係が分かりにくいという話がどうしても残るのと考えてございます。ただ、他方で、規制の適用対象となる事業者が現場レベルまで規制を正しく理解して対応を確実に、そういった実効可能性のある仕組みにしないと、結果的に利用者の保護という目的は達成できないことになってしまうのではないかと考えてございます。

そうしたことからいたしますと、事業者にとっては個人情報保護法と電気通信事業法の2つの別々の対応、例えば外部送信の文脈で言いますと、例えばプラポリなどはわざわざ2つに分けて作成するといったようなことが必要にならないことを基本原則とした上で、個別の具体的な規制の内容を明確化していくことが必要になるのではないかと考えてございます。

あと、最後のポツのところでございますが、今回案をお示しいただいております省令で義務づける内容につきましても、事業者が現実的に対応可能になるレベルのものとしていただくことが、利用者の保護という目的を達成する上でも結局は重要なのかなと考えてございます。

その上で、具体的論点として2つほど意見を述べさせていただければと思います。

まず、今表示されております1点目、新たな外部送信の規制が適用されることになる事業者の範囲でございます。これは先ほど消費者行政第二課から御説明いただきましたとおり、資料1の1ページのところでポジティブリスト的に今回対象になるものが書かれているということでございます。ここはやはり事業者の視点からしますと、それぞれ事業者自身が規制対象になるということを明確に認識できることが必要になるだろうと考えており

ます。その意味では、先ほど全体の話として申し上げたところでございますが、今回の規制対象としては、電気通信事業者及び第三号事業を営む者による電気通信役務が外延になりますので、この外延に入るかどうかの該当性については引き続き明示していただくような努力をお願いしたいと考えてございます。

それと、先ほどの資料1の1ページで各号列記されているところでございますが、法令上、どうしてもある程度抽象的な書き方をせざるを得ないことは理解しておりますが、それぞれ各号において具体的に何を示しているのかといったことですか、どこまでが対象に含まれるのかということが事業者にとって分かりづらい部分がどうしても残るだろうと私どもは認識しております。特に気になっておりますのが、個別のところでは申し上げますと第2号のところでは、ここは改正電気通信事業法における媒介相当電気通信役務の定義を拡張するような形で規定されていると思います。もう少し具体的に申し上げますと、媒介相当電気通信役務では不特定の者が書き込み等を行うものとなっている一方で、こちらの第2号は特定の者も含む利用者全般が書き込み等を行うものを対象にしております。これにより、媒介相当電気通信役務には入ってこなかったオンラインのショッピングモールなどが、こちらの第2号には入ってくると理解しておりますが、ここは一般の事業者にとって非常に分かりにくいところだと思いますので、この「特定」ですとか「不特定」の意味するところも含めて、具体的に何を示しているのかということをも明確化していただければと考えてございます。

次のページをお願いいたします。

2点目に、「利用者に通知し」、又は「利用者が容易に知り得る状態に置く」事項でございます。ここはオプトアウト措置の第7号のところも同じような話に関わってくるかと思うのですが、まず一般論として、Cookieポリシー等においてこれらの対象を詳細に書くことによってCookieポリシー等が長文化してしまいますと、逆に利用者の理解を妨げるものになってしまうおそれがありますので、むしろ簡潔な記載のほうが利用者の観点から望ましい場合があるのではないかと考えてございます。そういったことからいたしますと、情報の送信先における利用目的といったときに、例えば広告・宣伝ですとか、あるいは広告の効果測定といった大くくりの目的を簡潔に示した上で、詳細な利用目的については外部送信先のウェブページに記載があると思いますので、そういったものへのリンクを設置するといった方式も許容されてしかるべきではないかと思っております。

この点につきましては、詳細な利用目的については送信先が最も正確に記載していると

思いますし、また、同じ外部送信先のタグを設置している複数の事業者があった場合に、それぞれが独自の表現で同じ外部送信先の利用目的をそれぞれ別の表現で記載しているといったことがありますと、かえって利用者にとっても分かりにくく混乱を招く可能性があると思いますし、また送信先のほうで何か更新があったときにタイムリーな変更もできにくいのかなとも思っております。そういったことも考えますと、外部送信先へのリンクを設置する方がむしろ望ましいと思っておりますし、また、そのことによって利用者により正確な情報が伝わるものと考えてございます。

私どもからは以上でございます。ありがとうございました。

【宋戸主査】 佐藤様、ありがとうございました。

それでは、続きまして、在日米国商工会議所、杉原様より御意見をお願いいたします。

【杉原氏】 皆様、おはようございます。在日米国商工会議所、杉原でございます。今日はこのような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございました。また、構成員の皆様方、そして総務省の皆様方も、このような形で分かりやすくまとめていただきまして、心から感謝を申し上げます。商工会議所として、そういう中ではございますが、幾つかこれを拝見いたしましてコメントさせていただきたいところがございますので、この場を借りてコメントさせていただきます。

まず、1番、利用者に及ぼす影響が少なくない電気通信役務ということで、この1、2、3、4は今までもいろいろな方々から御意見を頂戴しているのですが、まず2番、特に3番というこの2つに関しては、総務省のほかの委員会、通信規律のところでも新しく対象になっているということもありますので、同じ総務省の中ですので左と右とがきちんと分かるような形で利用者に伝えるということが非常に大事なかなと思っております、そんな中でこそ、別の委員会にはなりますけれども閾値の問題であるとか公表の問題であるとかという規律が生きてくると思いますので、その辺の関係性をもう少し明示していただきたいというのが1点です。

2つ目ですが、2番のオンラインショッピングモール等で書いているところは、今ほどの新経済連盟様の御指摘にもありますが、自社サイトで販売しているものは関係ない、あるいは4番ですけれども、利用者の求めに応じて情報を送信するということなのですが、私たちのメンバーの中で保険などの金融とか、場合によっては医薬品とか、そういうメンバーも多いものですから、そういう人たちが自分たちは入らないんだということがきちんと分かっていただけのようにしていただければと思います。これも、先ほどから迷った

ら書いたほうが良いのではないかというお話もありますが、それは規律を厳しいほうに倒すとも思いますので、迷わないようにするというのが一番かなと思っております。

それから、2枚目の利用者に通知し、容易に知り得る状態ということなのですが、これは海外事業者ということで特に申し上げることなのかもしれませんが、この1番の「日本語を用い、専門用語を避け、平易な表現」というところについて、日本人としては分かる気もするのですが、既に法律の中にブラウザやソフトウェアという言葉が入っておりまして、それは日本語ではないし、専門用語だろうなという気もしますので、やはりこの辺の明示あるいはベストプラクティスというものは、ある程度総務省からいただいたほうが表現として分かりやすいのかなと思います。

それで、2番のところですけれども、2番の第2号、理解しやすい形で通知する、これはもっともなことだと思いますが、と同時に納得しやすい形ということも重要なことだと思っております。私個人として利用者で考えたときに、今このアプリを使わなければいけないのに色々な通知が出て使えないといったところだと、読みもせずに先に進んでしまうということがあるものですから、そういうことも考えて利用者の方々が納得するような形にというようなことを、この「理解しやすい」という中に読み込めるようにしていったらどうかと思っております。

その続きになりますが、3枚目です。第1号に掲げる情報の送信先における利用目的というところで、ここは、まず1つはグローバルベストプラクティスと申しますか、私たちは海外事業者でございますので、ヨーロッパそのほかのところでも求められていることでやっているものがございまして、それを見ていただいて、こういう形であればグローバルなベストプラクティスであるというような理解を頂戴できればありがたいですし、そのような御指摘を頂戴できればいいかなと思っております。

それから、利用目的のところでも少しこれも明示化していただいたほうがいいのかと思うのは、複数にわたるもののときに、その重要度によって書くべきなのか、あるいはその辺は特段重要ではないのかとか、複数にわたるものの中でどのように書いていくかというのいろいろな考えていく必要があるかなと思っております。これは前項の「容易に知り得る」ということと非常に似通ったところだと思いますので、この辺の例示もお願いしたいかなと思っております。

それから、4枚目です。「電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報」ということで、これは電気通信の物理的なとかフィジカルなことを保つために必要で

あったり、サイバーセキュリティであったりというようなことで大まかな理解はしてはいるのですが、例えばですが、よく話題になっているCookieはどのようなのかとか、Cookieでもいろいろな種類のCookieということで最近分類があつて知られているところだと思いますが、それとの関係はどのようなのかということであつたりとか、あるいは端末識別子はどのようなのかというようなことであつたりとか、もう少し詳しいことをここにいただければありがたいかなと思っております。

オプトアウトのところでは特に意見はございません。

以上でございます。どうもありがとうございました。

**【宋戸主査】**      ありがとうございました。

それでは、続きまして、日本インターネットプロバイダー協会 野口オブザーバーより、資料3の御提出をいただいておりますので、これにより御説明をお願いいたします。

**【野口オブザーバー】**      日本インターネットプロバイダー協会の野口と申します。本日は外部送信規律の省令案について、少々意見をお伝えしたいと思います。機会をいただき、ありがとうございます。多くは6月にお伝えした内容と大きく変わらないのですが、よろしく申し上げます。

まず、2ページ目、対象の確定のところをお願いいたします。

アクセス数などの規模の要件がなくて、電気通信事業であつたり第三号事業であれば大体のものが規律対象になるということで、6月のヒアリングでもお伝えしたとおり、これは望ましいことではないかと思えます。

あとは今後のお話として、普通のウェブサイトや単純なネットショップなどは第三号事業以前にそもそも電気通信事業に当たらないということで、そもそも電気通信事業法のスコープなのかどうかは分からないのですが、そのようなところからの外部送信や利用者保護をどうするのか、こういったものは非常に重要な問題として残ってしまったのではないかと思います。

また、規律の対象のサービスと対象外のサービスを同じ事業者が特に同じブランドでやっているような場合に、全体で利用者情報が共有されているような場合のときに保護が十分か、こういった問題も考えられるのかなと思えます。

次のページをお願いいたします。

3ページ目の通知・公表のところですが、クリックの回数のような細かい規定は、ウェブデザインや技術の動向が変わることを考えると、省令のような重いものよりは、取りあ

えず事業者の良心に任せるということでよいのかなと思います。

あと、専門用語を避けて平易な表現とするというのは、正確な説明のために一概に専門用語が悪いとまでは言えないのですが、殊さらに難しい言葉を使うことで理解を妨げてはいけないということなのだと思います。どのような用語が読み手の理解を妨げるのかとか、何が平易な表現なのかといったことは誰をターゲットにしたサイトかにも若干よってくると思うので、何よりも読み手を意識して実質的に理解しやすいように、こういったことをガイドラインなどで誘導していくのが良いのかなと思います。

また、訪日・在日外国人向けのサイトなどでは、そもそも日本語のコンテンツがないようなものの中にはあるわけですし、そのようなサイトでは通知・公表だけ日本語なのかとか、サイトの例は少ないのかもしれませんが、法令で義務づけということであれば想定しておく必要があるのかなと少々思いました。

4ページ目をお願いいたします。

通知・公表の方法ですが、例えば事業者名よりもサービス名こそが有名な場合などもあると思いますので、実質的に分かりやすい説明をガイドラインで例示したりすることが良いのではないかと思います。又は、内容によってはリンク先での説明のほうが能率的な場合もあつたりすると思うので、こういった場合であるとか、これはそもそも省令でいいのかどうか分からないのですが、そもそも外部送信について不明な点を送信元、送信先のどちらに問い合わせたらいいのかとか、どちらが責任を持っているのかや、データの海外移転があるのかや、そういった説明も本来は利用者の関心事なのではないかと思っております。

次、5ページ目をお願いいたします。

オプトアウトについて、おそらく、特に第三号事業では利用者がオプトアウトしたことで差別的取扱いを禁止するような規定というのは現行法ではないのかなと思うのですが、特に検索とか大きなSNSとかではそこから排除されてしまうということが日常生活のコミュニティから排除されてしまうということにもつながりかねないので、そういうところでは、オプトアウトしたとしても基本的には今までどおり同じようなサービスを一通り使えるということが、何らかの方法で必要になってくるのかなと思います。

最後のページをお願いいたします。

今後のことですが、今回の外部送信規律について省令まで、法律や省令ができたとしても、なかなか現場を悩ませる事例というのは本当に尽きないのではないかと思っております。

す。しかもそれが真面目なところほど深く悩むのがこういったお話の常だと思うので、行政解釈の公表を早めに詳しくしていただくということであるとか、例えばあとはガイドラインの作成などで、いずれにしても実質的によい方向へ持っていくことができれば良いと思います。ガイドラインなどを作成する場合などは、プロバイダー協会としてもぜひ協力してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

今日はおおむね以上となります。どうもありがとうございました。

【宍戸主査】 野口オブザーバー、ありがとうございました。

それでは、続きまして、日本インタラクティブ広告協会 柳田オブザーバーより、資料4に基づいて御説明をお願いいたします。

【柳田オブザーバー】 日本インタラクティブ広告協会、JIAA事務局の柳田でございます。

それでは、お示しいただいております案を踏まえまして、外部送信規律への考え方と課題について考えを述べさせていただきます。

まず、利用者に及ぼす影響が少なくない電気通信役務についてですが、利用者への影響の度合いは、利用者数などの規模にかかわらず、サービス・役務の形態で規定するということが適切であると考えます。その点につきまして、現在お示しいただいている案に賛同いたします。

その上で、規律の対象となるサービス・役務の形態に該当するか否かにつきましては、今、電気通信事業参入マニュアル追補版とガイドブックで明確化を図られているところかと思いますが、規律の対象に該当する事業以外にも多様なサービスを行ったり利用したりしている場合には、判断に迷うケースがあると考えられます。例えば個人運営で広告収入を得ている情報提供サイトは多数ありますが、それは規律の対象なのか、また、電気通信事業者が対象ですが、例えばその電気通信事業者が自社のサービスを紹介している企業サイトは対象外なのか、また、ニュースサイトは第三号事業を営む者として対象ですが、例えば自社のサービスの購読者を増やす目的で広告主として自己の広告を出稿するために外部の広告ツールを利用する場合は対象なのかなど、電気通信役務に該当しなければ対象にならない、そのような法律であると理解しておりますけれども、では、実際におのおのの事業に照らして規律の対象となるのかどうか、現時点ではガイドブックに照らしても判断に迷うケースがあるのではないかと思いますので、先ほど板倉構成員、森構成員はじめ皆様から御意見がありましたけれども、対象となる範囲や考え方を明確にすることが今後

必要になるのではないかと考えます。

次に、利用者が知り得る状態に置くということについてですが、規律の対象事業者が自らが外部送信を行う目的とともに、送信先において公表事項を記載しているウェブページへのリンクを設置するということが適切であると考えます。対象事業者は外部送信の事実や送信先の名称、その外部サービスを自らが導入した目的、例えば広告配信や広告の効果測定などの利用目的があり得ますが、それらは記載できるとしても、外部送信先が直接取得することとなる項目と利用目的を利用者に分かりやすく、かつ正確に記載し続けるということは困難です。そのため、当協会の行動ターゲティングガイドラインでは、サイトやアプリ運営者が利用者の行動履歴情報をタグや情報送信モジュールを通じて外部の広告事業者に取得させる場合には、その事実と外部の広告事業者が誰であるかを表示し、その広告事業者が知らせるべき事項を記載しているページへのリンクを設置するということを義務としていることは、本ワーキンググループの第16回の会合で御説明したとおりです。

また、利用者関与の機会について、ブラウザでのオプトアウト機能を実装し提供するのには送信先の外部サービスで、その仕様はそれぞれに異なります。そのため、送信停止であるのか利用停止であるのかは、送信先のオプトアウト画面において個々に説明がなされるほうが正確であり、それで足りるものと考えます。

それから、外部送信について説明されている場所に利用者が容易に到達できることは重要ですが、サイト運営者は、まず自らのサービスにおける利用者情報の取扱いを説明する必要がありますので、その説明ページからリンクする別ページに外部送信先の名称や公表事項へのリンクを設置することが合理的な場合があります。多くの場合、対象事業者は多数の外部サービスを利用していることが一般的で、加えて一時的に広告主からの依頼に応じて短期のキャンペーン期間のみ効果測定などの外部ツールを導入するといったケースもあります。そのため、利用者の分かりやすさやメンテナンスが容易に行われることなどを考慮すると、別ページであるほうが良いということがあります。

それから、次のページ、最後にその他全般についてですが、まず、当協会のインターネット広告に関するガイドラインなどの業界自主ルールによる取組を生かし、利用者の安心と信頼を得て健全に市場が発展していくよう、適切な規律となることを望みます。

また、規律の対象外となる事業者、例えば広告主のキャンペーンサイトや企業のEコマースサイトなど、一般の企業サイトでも広告マーケティング目的での外部送信がなされている場合があります。また、広告主サイトと媒体者サイトが連携していることもあります。

が、その場合、一方は規律の対象であり、一方は対象外であるという分かりにくい状況が生じることになります。対象外となる事業者についても規律が参考とされることが望まれます。

それから、広告以外での目的での利用者情報の外部送信についても規律の対象となることを対象事業者が理解・認識できるよう、十分な周知が必要だと考えます。当協会では、外部送信規律を業界自主ガイドラインにも反映させるつもりですが、対象は会員社が自ら行う広告ビジネスであり、コンテンツサービスは対象外です。また、必要な同意取得については個人情報保護法に従うほか、会員社のサービスにおける必要性の個々の判断によります。オプトアウト機能の提供義務についても、あくまでも行動履歴情報を利用する行動ターゲティング広告を対象にしたもので、単なる広告配信やレポートのための利用については対象外です。そのように業界自主ルールがカバーしている範囲も限られますので、外部送信規律は、これまで法的にも自主的にも特段規制と関係のなかった領域では、ギャップがあるのではないのでしょうか。

例えばコンテンツレコメンデーションサービスや、それからアクセス解析ツール、SNSのソーシャルプラグインといった対象事業者自らの外部サービス導入の目的は、広告以外の目的であるものも多くあります。また、送信の仕組みも様々あり得ますので、外部送信規律について、例えばターゲティング広告規制であるとかCookie規制であるとか、そういった一面的な認識は誤解を生じるおそれがあると思います。こういった実情にも留意が必要だと考えます。

以上です。ありがとうございました。

**【宍戸主査】** 柳田オブザーバー、ありがとうございました。

続きまして、日本スマートフォンセキュリティ協会 仲上オブザーバーより御意見を願います。

**【仲上オブザーバー】** 日本スマートフォンセキュリティ協会、仲上です。機会をいただき、ありがとうございます。口頭で意見を述べさせていただきます。

資料1の省令案、右肩4ページ目の電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報につきまして、こちらは基本的には該当しないという情報の掲載かと思うのですが、サイバーセキュリティや通信の最適化といったところで通知又は公表しないという定義で、大きくは適切な内容かと存じます。

1点、会員内部で議論したときに、4項の不正アクセスその他の不正な利用の検知を行

いという項目があると思うのですが、こちらは読み方によっては、例えばソフトウェアの提供を考えた際に利用者への不正アクセスといったところの読み方もできるということではないかという意見もありまして、基本的には事業者側への不正アクセスを想定した場合かと思いますので、この辺りを明確に記載したほうが良いのではないかという意見がございました。

日本スマートフォンセキュリティ協会からは以上でございます。ありがとうございます。

**【宍戸主査】** 簡潔に、ありがとうございます。

それでは、続きまして、モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原オブザーバーより、資料5に基づいて御発表をお願いいたします。

**【岸原オブザーバー】** それでは、MCFから発表させていただきます。

1枚めくっていただければと思います。

こちらの内容は、先般パブリックコメントで提出した内容をある程度分けたものになっています。MCFでは、これまで総務省のSPIの趣旨と取組に賛同してアプリケーション・プライバシーポリシーのガイドラインを策定するとともに、会員以外の一般にも広く公開することでSPIの普及に寄与し、利用者情報の適切な取扱いを促進してきました。

また、モバイルコンテンツ分野のプライバシーマーク審査機関として、プライバシーマーク制度におけるスマートフォン等の利用者情報の取扱いを策定して、個人情報にとどまらず、利用者情報の適切な取扱いにも貢献してきております。

今回の取組の趣旨については賛同するとともに、官民連携に積極的に寄与していきたいと考えるため、当団体の意見を真摯に御検討いただきますよう、何とぞよろしく願いいたします。

次のページをお願いいたします。

まず、総論でございます。最初のところで、政令やガイドラインの検討を深めるため、法規制の目的となっている通信関連プライバシーの定義について、特に利用者に与える根源的なリスクとは何か、保護すべき人権とは何かといったことの議論が足りないように思っております。ここら辺は今回グレーゾーンが非常に多くて、そこを明確にするよりは義務規定を履行していただこう、そのほうがお互いに良いですよといった、事業者が判断するときにこういう根源的なリスクがあるのであれば対応していこうというようなモチベーションにもなりますし、多分判断の基礎になってくるかと思えます。

一方で、今回こういったリスク、一番これを規制としてきちんと対応していくという点

でも、明確に議論した上で、どういったことを我々は守ろうとしているか、今回の規定は何を目的としたものなのかといったことをぜひ議論していただきたいと思います。

次は、昨今のインターネット・サービスについての考察ということになります。最新のインターネット・サービスは、自社サーバーとアプリとの連携だけではなく様々な機能、これはAIなども出てきておりますので、クラウド等も利用しております。サーバーを組み合わせることで利用者に高度なサービスと利便性を提供しております。この辺は第二次とりまとめ案で様々示すとおりになっております。そのため、内と外を縦割りの分けるテレコムの発想ではなく、Data Free Flow with Trust (DFFT) のビジョンに示されているようにインターネット全体を水平的に分けて考える思想が必要ではないかと思っております。そういった点で、利用者に正当に事業を提供するトラストの領域を法規制の対象とすることは避けるべきだと思います。これは、利用者に過度な負担をかけることによって、本来対応しなければいけないところがきちんと周知できない、あるいは同意できないといったことにもつながることになるかと思っております。

ここから、幾つか各論についてコメントさせていただきたいと思っております。措置をとることを不要とする情報ということで今回新たに追記していただいておりますが、当初プライバシーな機能だけが表示されておりました。これですと非常に大きな弊害があるのではないかとこのところはこちらのコメントになっております。そういった点で、ePrivacy規則案の中にも第8条第1項a) からh) まで除外項目が示されておりますので、これを参考に議論していくのも必要かなと。特に、我が国の利用者及び事業者双方に過度な負担をかけて世界で一番ユーザビリティの低いサービスを提供することとならないように「利用者にサービスを提供するために必要な場合」は重要ではないかと思っております。

次に、2点、分かりやすいように典型的に書いておりますが、例えばゲームでの対戦において、①パンチが当たった、②倒れた、③勝った、そういった操作があったとします。そうすると、①から③までそれぞれアプリからサーバー等と通信を行います。そうすると、こういったものまで全て利用者に外部送信の確認を求められることになるとゲーム自体が成立しないことにもなりますし、消費者、利用者の期待といったことから反するのではないかなと思います。あと、商品サービスを購入した場合、商品サービス、決済、ポイントの付与等の利用を画面で確認するというのが一般的に行われておりますが、これ以外にまた外部送信ということでサーバーに送信するために確認を求めていくということに関しては、過度な負担ではないかなと思います。全ての外部送信されているものを利用者に膨大

な情報の確認を課すことは利用者の利益に寄与せず、逆に透明性を確保するという趣旨にも反するのではないかということでございます。

次のページをお願いいたします。

通知等によってポップアップや容易に知り得る状態における、前回のところだと「1回の操作で到達できる場所に表示する」等が示されておりましたが、非常に分かりやすい規定だとは思いますが、これは民間の自由な取組を尊重するという今回の趣旨に反して、手段を法令によって限定することになっております。これは将来のより良き方法の可能性を潰すだけではなく、他の法令、特商法や資金決済法等の関連する法令での規定、法解釈、あるいは慣例とのバランスまで崩すことになるのではないかということでご心配しております。通知する、又は容易に知り得る状態に置くべき原則としては、「当該情報の表示を希望する利用者が該当情報が表示された場所に容易にたどり着くことができるようにする」ということではないかと思っております。膨大な情報が通知又は表示されることになると、利用者の合理的な理解を阻害するため、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインとしてプライバシーポリシーに記載することが推奨されているものと同程度をもって法の趣旨が充足されるというような解釈が必要ではないかなと思っております。

最後はオプトアウトの規定のところになります。これは政令ガイドライン、今回の規定ではなく、法律条文についてのコメントということになります。読み解くのが非常に難しく、私も1週間、理解するのに時間がかかったのですが、法律条文においては、オプトアウト機会を提供した場合に、オプトアウトする前の情報が通知等の義務から除外されています。ただしオプトアウト後の情報は除外されていないということになっておりますが、口の義務規定として同等な事項を容易に知り得る状態に置くことにしているため、改めて通知又は容易に知り得る状態に置く必要はないという非常に複雑で分かりづらい規定になっております。事業者としては、法律案が決まりますとそれに準拠しようということでコンプライアンス意識のためにそれを履行しようとするのですが、あまりにも複雑過ぎるとどこまでやれば対応できるのかということが阻害されてしまいますので、条文策定に当たっては、今後分かりやすい規定としていただければなと思っております。

以上でございます。

**【宍戸主査】** 岸原オブザーバー、ありがとうございました。

それでは、事業者ヒアリングの最後になります。MyDataJapanの石垣様、大変お待たせいたしました。資料6に基づきまして、御説明をお願いいたします。

【石垣一般社団法人MyDataJapan理事／事務局長】 MyDataJapanの石垣と申します。本日は伊藤オブザーバーが都合が悪いため、私のほうで代理で説明させていただきます。

次のページをお願いします。

まず最初に、MyDataJapanとしては、もともと外部送信、本規制の対象というのは通信モジュールを組み込む全ての事業者が対象になるべきだと考えておりました、今回の総務省令の範囲からは外れるのですが、27条の12の限定というのは残念だなと思っています。

また一方で、この条の解釈として若干曖昧なところがあると思っております、私どもは、利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令に定められた電気通信役務を提供する者に関しては、その者全ての電気通信役務に関わるウェブサイトやアプリが対象になると解すべきだと考えており、総務省令で定められた役務に関わるウェブサイトのみが対象になるものと解すべきではないと考えております。

一方、27条の12の制限はあるものの、その中で今回対象事業者を広く列挙した総務省令案は非常に良いなと思っています。特に、本ワーキンググループで議論されたユーザー数の制限を設けなかったことは大いに評価されると思います。

次のページをお願いします。

一方、この記載ですが、かなり広い役務が対象になっているようにも思われるのですが、表現が抽象的であるため、どのような役務が対象になるかというのが分かりにくいと考えております。具体的にどのような役務が対象になるかというのは注釈にあるのですが、逆に対象にならない役務が何なのか、例えばオンライン会議システムであるとかフリマアプリとか、そういったものがどうなのかといったものが非常に分かりにくいと思いますので、冒頭、板倉構成員の説明にあったように、ここら辺が明確になるようにガイドライン等で具体的に説明してほしいと思っています。

次のページをお願いします。

次に、通知、公表に関する方法の件ですが、通知に関しては能動的な表示もしくは同等以上に認識・理解しやすい方法と書いてありますが、公表のほうにはウェブページもしくはそこから容易に到達されるウェブページとなっています。私どもはもともと公表の場合であっても能動的な表示が必要ではないかと考えており、それが現時点で困難であるとなれば、せめてガイドラインによって容易に到達できる条件を詳細に定めていただきたいと考えています。

この理由としては、前の本ワーキンググループで報告されたユーザー調査結果によれば、

そもそもこういった外部送信の存在を知っている人、もしくは外部送信によって自分の情報が外部事業者に渡されていると知っている人が極めて少なく、いずれも全体の3割しかない。日本人の約3割は外部送信のことを知らないために、どこかのページに記載がある程度では気づきようがないと考えています。また、ウェブページの中に閲覧用ページのリンクがあるような場合でも、サイトの情報量が多い場合などは、その情報を発見してアクセスすることは非常に困難であると考えています。

次のページをお願いします。

将来的にはというような形で書いてありますが、この事業者のウェブサイトから当該情報にアクセスできるような仕組みの検討、標準化、実装というようなものをこれから考えていくべきだと思っています。

例えば、現在あるブラウザでは、ブラウザの鍵マークを押すとそのサイトのセキュリティやCookie情報が見られるような仕組みがありますので、サイトにあるマークをつけてどのような外部送信があるかということが見られるような仕組みというのは、もちろん企業側の対応とブラウザ側の対応と両面での検討が必要ではありますが、ぜひ検討していただきたいと考えております。

次のページをお願いします。

次に、どういうものを容易に知り得る状態に置くべきかということですが、3号に関して、「情報の送信先における利用目的」と書いてありますが、これを「外部送信により実現しようとする送信元の利用目的」を加筆すべきだと考えております。これは、最近CDP（カスタマーデータプラットフォーム）と呼ばれているような外部送信先に一旦データをストアして、ほかの情報と突合して送信元がどのような情報があるかということをするような仕組みというのがもう既に用いられるようになっています。このように送信先の利用目的のみの記述だと、それだけでは利用者に及ぼす影響が明らかにならないということが増えていると考えています。このため、送信元の利用目的ということも加筆すべきだと考えています。

それから、もう一つの意見としては、第4号として、オプトアウトの可否及びオプトアウトの方法に関する事項を加えるべきだとも考えています。

次のページをお願いします。

次に、通知、公表しなくてもいい事項というものですが、その中の第1号の中に「真に必要な情報」というのがありますが、この記述は削除すべきだと考えています。本条は、

利用者及び送信元双方にとって利便性のある外部送信を必要な情報として限定列挙することで、通知・公表が不要になる外部送信の範囲を限定するもので、それによって透明性の確保をするものだと考えています。真に必要であるかどうかというのは人により見解が分かれるものですので、このような不明確な概念を採用して不要になる範囲を広げることは本条の趣旨に反すると考えます。

次のページをお願いします。

最後に、オプトアウトに関することですが、これに関しても先ほど述べたことと同じですが、「外部送信により実現しようとする送信元の利用目的」というのを書くべきだと考えています。

以上です。

**【宍戸主査】** 石垣様、ありがとうございました。

これにて、予定しておりました8者様からのヒアリングが終了となります。

この後でございますが、まず、この8者様の御説明、御意見に関する御質問あるいは御意見を承り、残った時間で全体通しての意見交換とさせていただきたいと思えます。

そこで、まずは、ただいまの8者様の御説明、御意見に関して御質問、御意見がありましたらチャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

森構成員、お願いします。

**【森構成員】** 皆様、御説明ありがとうございました。知らないこともいろいろありまして、大変勉強になりました。

すみません。皆さん一度に整理してということができないのですが、まずは、モバイル・コンテンツ・フォーラムの岸原オブザーバーにお尋ねしたいと思えます。

御説明いただいた資料の中の3ページ、論点5ですが、措置不要のものところにお書きいただきましたが、「ゲームでの対戦において、①パンチが当たった～②倒れた～③勝った等の①から③のそれぞれの場面で、利用者に外部送信の確認を求めることになる。」ということですが、これはそういうことがあるのだなというように勉強になりましたが、どういう趣旨でこういう外部送信をされるのかということをもう少し詳しく、後学のために教えていただければと思えます。

それで、岸原オブザーバーの御懸念ですが、例えば能動的に通知するということも想定されているところ、ただ、能動的に通知する場合に、必ずしも外部送信発生の都度、能動的にポップアップを出さなければいけないということではないだろうと思えていまして、

それは例えばアプリ開始時において、ゲーム開始時においてなど、幾つか考え方があってありますが、外部送信一つ一つの発生時にポップアップを出さなければいけないということではない、必ずしもそういうことではないと思いますので、もしそういう御心配であれば当たらないのかなと思いました。これの背景事情といいますか、どうしてこういう細かく外部送信が必要になることがあるのかというのを教えていただければと思います。

そしてもう一つ、これも後学のためにという話になるのですが、4ページ目に通知又は利用者が容易に知り得る状態に置くという文言について、最初の矢印のところでは手段を法令によって限定することとなっているのがいけないということなのですが、将来のより良き方法の可能性を潰すということについては、同等又はそれ以上のような表現も可能ですので、そんなに心配していただくことはないのかなというのが私の意見なのですが、その後ろに特商法や資金決済法等関連する他の法令での規定や法解釈、慣例等とのバランスまで壊すという御指摘がありましたので、これは具体的に特商法や資金決済法のどのような条項なり文言なりとの間でそういう問題が生じているのかということをお教えいただければと思います。よろしくお願いします。

**【宍戸主査】** それでは、岸原オブザーバー、お願いいたします。

**【岸原オブザーバー】** それでは、前段のところではゲームの対戦について、基本的には今のインターネット・サービスでクライアントサーバーという仕組みで動いているのは御存じだと思いますが、要するにアプリの中だけでやるわけではなくて、サーバーと常時通信しながらやり取りをしております。これが今回の法律で言うと、全て利用者の端末から出るものは外部送信の対象になっておりますので、これが森構成員がおっしゃるようにポップアップを全てやらなければいけないと誤解はしておりません。ただし、ゲーム対戦中でのやり取りといったものはもう膨大になります。それを全て表示してそれを利用者へ通知したとしても、それ自体が利用者にとってのリスク、あるいは知ることによって対応ということが不可能ではないかなと思います。これはシナリオによっても様々な情報が送信されるには様々なパターンがありますので、これ自体は通常のサービスにおける必要な情報ということで一々利用者へ通知する必要もないのかなと、逆にやることによって利用者の理解を阻害するのではないかなというのが懸念でございます。

次のページは、今回の省令案の内容についてではなく、前回のときにポップアップと1回の操作で到達できるということが、読み方の違いかもしれませんがこれに限定するような記述がありましたので、それについては手段を過度に制限しているのではないかなという

ことでございます。おっしゃるように、これは1つの例として機能するということであれば良いかと思うのですが、一方で後段のところの特商法や資金決済法等の関連する法令と、この中でも様々な情報提供という規定がありまして、この中では1回で到達するというような規定は過去の法令でもありません。実際に一般的な文言としては、容易にたどり着く情報として利用者にきちんと情報提供しなさいというような規定になっておりますので、そういった利用者に容易に知り得る状態というほかの法令の解釈とのバランスが、1回とかそういう手段まで限定すると壊れるのではないかという懸念でございます。

以上でございます。

**【宍戸主査】** 森構成員、よろしいですか。

**【森構成員】** 御説明ありがとうございました。なるほど、後半部分はそういう御趣旨だったのかということですが、私の記憶する限り、ウェブサイトにおいてトップページから1回で到達できるというようなものはあったような気がしますので、そんなに従来からの相場感と離れているとは思いませんし、やはりそういうことはだんだん、だんだん日常的にウェブを使ったり、サイトポリシーが身近なものになるに従って変わっていくといたしますか良くなっていく、ユーザー保護の方向に進むべきものだと思いますので、それはそんなに問題ないのかなというように思いました。

前半の部分ですが、その御趣旨は分かりましたが、実は今回の総務省令の対象ではないのですが、法文27条の12の2号のところ、ゲーム事業者ならゲーム事業者が自分のサーバーに対してアプリから送信するというものは、それは外部送信に当たらないとなっておりますので、それは御心配には及ばないということでございます。

御説明ありがとうございました。

**【宍戸主査】** ありがとうございました。

それでは、石井構成員、お願いいたします。

**【石井構成員】** ありがとうございます。

MyDataJapanにお聞きしたい点があります。ページで申し上げますと6ページ目ですか、送信元の利用目的を加筆すべきという御意見があったところです。CDPを使った顧客データと他社データとの突合が行われるというような例を挙げて御説明いただいているのですが、データの流れるにどういう流れ方をするのかということと、利用目的の通知、公表などである程度カバーできるのかとか、その辺りをお聞きできればと思いました。お願いします。

【石垣一般社団法人MyDataJapan理事／事務局長】 質問ありがとうございます。

ここら辺は太田構成員のほうが詳しいかと思いますが、私の理解では、CDPはトレジャーデータなどのサービスが代表例になりますが、そちらのほうに提供元サイトのほうから何らかの情報を外部送信します。それと同時にほかのサイトのほうから、他社サイトとか色々なところから情報が集まって、それをもう一回取り戻して色々な情報として自社サイトでは取り切れなかったようなデータも含めて処理してサービスを行う、サービスを行うと言えばいい形になりますけども、様々な利用方法が考えられるという形になるかと思えます。

【石井構成員】 送信元において個人情報保護法適用というのがある前提の主張だということですかね。

【石垣一般社団法人MyDataJapan理事／事務局長】 そうですね。今回の個人情報保護法でそのような送信先において、個人情報保護法になる場合といったものの規制が入りますが、もう一回取り戻すことによって個人情報として使うようなケースというのが可能になってきているのではないかなと思っています。

【石井構成員】 分かりました。ひとまず、以上で大丈夫です。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

今の石井先生の御質問にかぶせてということで、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。

今のMyDataJapanの御説明で、石井構成員から御質問のあったところですが、CDPというか、それに類するサービスというのはよく分かる一方、これは事業者がCDPで何らかの突合するようなデータの利用目的をきちんと把握しているのかというところもやや心配なところがあって、多分かなりこれは重要な御指摘で、何らかの方法で多分捕捉しなければいけないところがあるのだと思うのですが、どうでしょうか。利用目的を提示させればある程度解決するという御趣旨でこれをお書きになられましたか。

【石垣一般社団法人MyDataJapan理事／事務局長】 いえ、全てが解決するとは思っていないのですが、最低限そういうような形での利用法というのがあって、例えば提供先にCDPに送ったデータを取り戻してサービスに適用しますといったことを利用目的に書くことはおかしくはないのではないかと思います。

【佐藤構成員】 そういう書きぶりなのですね。分かりました。であれば、分かりました。そうしたほうが良いように思います。ありがとうございます。

【石垣一般社団法人MyDataJapan理事／事務局長】      ありがとうございます。

【宍戸主査】      佐藤構成員、ありがとうございます。

それでは、太田構成員、お願いします。

【太田構成員】      ありがとうございます。私からも補足させていただきます。

今、データを取り戻すみたいところでメインの話題になっていましたが、もう少しサンプルに考えると、送信先における利用目的ということなので、例えばCDPなどその他のストレージ的な役割を果たす外部送信先というのは、自分たちは単なるストレージですよ、ただデータをストアしているだけの存在ですよというのが送信先における利用目的になるので、要するにデータを保存しておくだけというのが送信先における利用目的になります。その保存したデータを何に使うかというのは送信元が決めることであって、個人情報の場合は個人情報の利用目的として公表義務がありますが、それが個人情報でない場合、個人関連情報だけの場合だったりすると、送信先においては保管しているだけです、ただ、その保管している理由というのは、先ほど御指摘のあったように他者データの突合をして自分のところにそのデータを持ってくるとというのが送信元の利用目的としてあるはずなので、その部分はきちんと書いておかないと、利用者がそれを見たときに、保管しておくだけと書いてあるのと、何で保管しておくかということ、他社データと突合して、それをまた自分のところにもらってくるからですよということまで書いてないと利用者は判断できないかなと、そういった趣旨でございます。

以上です。

【宍戸主査】      ありがとうございます。

さらに森構成員、お願いできますか。

【森構成員】      ありがとうございます。

私が補足しようと思っていたことは太田構成員に既におっしゃっていただいたのですが、太田構成員についてにお尋ねしたいと思います。送信元とされているFirst Partyが自分でログを収集して自分で何かをするということは今回の外部送信に当たらないということだと思のですが、CDPの場合にそれを超える部分、単にFirst Partyの代行をしてあげているだけで、これだけ、あなたのところのそれぞれのウェブページにこういうアクセスがありましたよ、はい、終わりというところを超える部分というのがどの程度あるのかというのを少し御説明いただくと話が分かりやすくなるのではないかと思いますので、もし可能であればお願いします。

【太田構成員】      ありがとうございます。

例えばアクセス解析という、例えばCDPにデータを保管して、それは自社のアクセス解析だけに使いますよということだったら、自社の用途のためにただ委託でやっているだけですよという話になると思うのですが、それを超える部分というところが他社データの突合というところになるのかなと思ってまして、個人情報保護法の場合は「混ぜるな危険」といった話があって、突合する場合は委託として扱うことはできませんよというのはあるのですが、今回そこに対しては曖昧だと思っておりまして、そこに対して送信先における利用目的だけにしてしまうと他社データの突合というのは送信元に依頼されてやっているだけで、別にCDP自体の利用目的ではないよということが言えてしまうと思いますので、そういった超える部分についてきちんと分かるように書いたほうが良いのではないかとというのが趣旨です。伝わりましたでしょうか。

【森構成員】      ありがとうございます。大変よく分かりました。

【宍戸主査】      ありがとうございます。

佐藤構成員、いかがですか。

【佐藤構成員】      佐藤でございます。

これ、趣旨はすごくよく分かって、多分書いたほうが良いのですが、事業者は多分CDPを使うアウトプットのなところまでは書ける、書くとしてもアウトカムまできちんと書いてくれないと多分目的が果たせないなので、どう規定すればいいのかというのは結構考えないといけないのではないかとこのところまでしか今は言えません。

以上です。

【宍戸主査】      佐藤構成員、ありがとうございます。

ほかに、8名様からのプレゼンテーション、御指摘等に対する御質問、御意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、太田構成員、お願いします。

【太田構成員】      すみません。連続で、ありがとうございます。

新経済連盟に質問なのですが、1ページ目です。一番上の「電気通信事業法の改正によって導入された外部送信規制は、ビジネス全般を対象とするものとはなっていない。これは、自社の情報提供用ウェブサイトや、自社ECサイトなどは電気通信事業に該当しないためである。」と書いてあるのですが、これは電気通信事業者が運営する自社情報提供用ウェブサイトや、ほかで電気通信事業をやっている会社のECサイトなどは電気通信事業には

該当しないが、電気通信役務ではあるので規律の対象になると考えていらっしゃるのか、それも規律の対象にならないと考えているのかというのを教えていただきたいです。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【佐藤氏】 すみません。新経済連盟の佐藤でございます。

今御質問いただいたところですが、ここで書いている趣旨は、今回の電気通信事業法の改正によって、規制対象の範囲が電気通信事業者と第三号事業を営む者による電気通信役務が対象になってくると理解しておりますので、規制の適用対象はその範囲内に限られますよねということを述べているだけでございます。したがって、自社の情報提供用のウェブサイトというのは自己の需要に応えるものだと思っておりますし、自社のECサイトも同じ話だと思いますので、ここはおのずから今回の規制対象から抜けますよねということを行っているだけでございます。

【太田構成員】 ありがとうございます。承知いたしました。

【宍戸主査】 よろしいですか。

それでは、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ちょうど私も新経済連盟にお尋ねしたいなと思っております、まさにちょうどそのページ、1ページ目だったのですが、以前から個人情報保護法でやるべきだということについてあまり共感できなかったところ、特に、まず2ポツのところ、対象事業者です。個人情報保護法は御案内のとおり個人情報を取り扱う事業者全てなので、今回のケースですと、これを規制対象にしようとする、次の個人情報保護法の見直しでCookieに紐付くような情報も個人情報にした上でということになりますが、そうするとその規制対象は全部ということになるわけですので、全部が良いというようにお考えなのかどうかということです。今回、電気通信事業者と三号事業者、その対象範囲が分かりにくいというのは、これはごもつともだと思っておりますが、この2ポツの意図されているところは、個人情報保護法を改正すれば、それは全ての事業者、外部送信を行う事業者が全て入ってくるからそちらの方が分かりやすいのだと、早く言えばそういうことなのでしょう。という趣旨の確認が1点です。

それからもう一つは、御説明の中で煩雑だと、ここで言うと4ポツのところなのですが、個人情報保護法と電気通信事業法の二本立ての対応で、個人情報保護法に基づく規程類とは別個の電気通信事業法に基づく規程類が必要とならないことを基本原則とした上でとな

っているのですが、事業者の御本業で個人情報を取り扱っていることと、ウェブサイトでどのように外部送信しているか、アプリでどのように外部送信しているかということは、利用者的にはもちろん分けて示していただいたほうが分かりやすい、つまり、お仕事でサービスで使われているプライバシーポリシーとサイトポリシーが分けてあったほうが利用者的には分かりやすいのですが、逆に事業者の立場に立ったときにそれが面倒というか、大変だということなのではないでしょうか。というのは、個人情報保護法で、個人情報保護法を改正して外部送信の規制を取り込んだとしても、やはりそれはどんな外部送信をしているのかということをしっかり把握して、新しくなった、新しく個人情報に入ってきた外部送信に関連する情報の棚卸しをしていただいて、それがどうなっているかということ個人情報保護法がやるのだったら適正取得の義務に違反しないように、これこれ、こういうことをやっていますということを示さなければいけないというのは同じ手間暇だと思うのですが、なので、私はあまり手間は変わらないのではないかと考えるのですが、逆に悪く考えると、事業目的で個人情報を取得することがありますと、ウェブサイトにおいても個人情報を取得する、あるいは第三者に個人情報を取得させることがありますというように書いて、それだけであれば本当にシンプルなのですが、そのときは、ここで電気通信事業法の改正で入ったような送信先がどこですかというようなことは書かないといった話になってしまうのですが、そういう意味での省力化を想定されているのか、具体的に何が大変だからそれは煩雑だと、この4ポツのように個人情報保護法ではなく電気通信事業法でやるのが自分たちにとってネガティブな評価になるのかということをお説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。

新経済連盟の佐藤様、お願いいたします。

**【佐藤氏】** まず、1点目の御質問でございますが、全事業者を対象とした個人情報保護法でやるべきかどうかという話については、今の時点で私どもとして、これが良い、これが良くないということを申し上げる段階ではないと思ひます。今議論しておりますのはあくまで電気通信事業法の枠内の話でございますので、その枠内について考えるとそういう問題があるという指摘になりますが、その枠を取り払って全てやるのが良いかどうかというのは、今回の議論とはまた少し別の議論になると思ひますので、そこは今後、将来的に個人情報保護法改正の検討をするときに改めて議論すべき話だろうと考えてございます。

2点目の御質問につきましては、個人情報保護法のルールに基づいて、それぞれプライ

バシーポリシーですとか、あるいはCookieポリシーなどもつくったりする必要があったりすると思います。その一方で、これは外部送信の規制だけではなくて、これは電気通信事業ガバナンス検討会のほうでやっております大規模事業者の規制の関係でもそうなのですが、規制に対応するために何らかプライバシーポリシーや、あるいはCookieポリシーの中で書かなければいけないものが生じてくるときに、それぞれの基になる規制が別だからということで別々の二本立ての対応が必要になるということだと、事業者にとってもどこまでが個人情報保護法の話で、どこからが電気通信事業法の話なのか区別した上で書かなければいけないということで煩雑になりますし、また利用者にとっても非常に分かりにくいことになりますので、一本立てで処理できるようなルールとしていただければ、事業者にとってもユーザーにとっても良いのではないかとということでございます。

以上です。

**【宍戸主査】**      ありがとうございました。

それでは、このラウンドの最後として、石井構成員から御質問、御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

**【石井構成員】**      新経済連盟にお聞きしたい点があります。3ページのところですが、送信先における利用目的の通知のところ、「『情報の送信先における利用目的』の通知等で、『広告・宣伝』といった目的を簡潔に示した上で、利用目的が記載された外部送信先のウェブページなどへのリンクを設置するという方法を許容すべきである。」と書いておられますが、例えば楽天のCookieポリシーを拝見すると、第三者が設置するCookieの記載があって、広告・宣伝のためのCookie効果測定目的のためにCookieの2つのカテゴリーがあり、広告・宣伝のためのCookieを開くと山ほど事業者が出てきて、クリックするとそこから先は英語というのはまだまだたくさんあるわけですが、現行、例えば今のような実務を変えないような形を望ましいと思われているのかと、送信先のリンクを開くと英語が出てきてしまって消費者は確認しないだろうといったところは、送信元においては責任を取りたくないという趣旨の話がされているのか、新しい規律にどのように誠実に御対応されるおつもりなのかということも含めてお考えをお聞かせいただければと思いました。

それから、記載の粒度も、何か広告・宣伝で簡潔に示したいというのも、それだけだと何に使うのかというのは利用者には伝わりにくいところもありますので、その点も含めてお知らせいただければと思います。

**【宍戸主査】**      度々で恐縮です。新経済連盟の佐藤様、お願いいたします。

【佐藤氏】 すみません。

先ほど石井構成員から楽天の例を出していただきましたが、おそらくこの辺の書き方には様々なパターンがあるかと思います。ただ、事業者の立場としては、その際、外部送信元でどの程度の粒度で書いていればこの規制の趣旨を満たしているかという考え方を明示していただければということがございます。

その上で、必要であれば若干の書き足しというようなことも当然有り得ると思いますが、ただ、書き足していったときに、この発表資料でも書かせていただいておりますとおり、その結果としてすごく長文化したものとなりますと、逆に利用者の理解を妨げる原因にもなってしまうのも思っておりますので、その辺のバランスを考えてどういった感じが良いのかということを決めていただければと思いますし、また、そのときにあまりにも柔軟性がないかちっとしたものになってしまいますと、事業者としては対処がしにくいという問題もあるかと思っておりますので、そこも含めて検討いただければということでございます。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

石井先生、よろしいですか。

【石井構成員】 はい。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、残り時間で本日全体を通して御議論いただければと思います。

まず、最初のラウンドのところで一回御発言を止めてしまって申し訳ありませんでした。古谷構成員からお願いできますか。

【古谷構成員】 ありがとうございます。

まず、省令案についてお話をさせていただきます。1点目はコメントです。説明があったように抽象的、概念的なものはFAQやガイドラインでということでお話がありましたが、ぜひそれは進めていただきたいなと思っておりますが、同時にやはり消費者の利用実態や意見は、ぜひ取り入れる形で進めていただきたいと思っております。

それと、同意について、主婦連合会からありましたように、やはり今後検討していただきたいなというところです。

コメントの3点目ですが、利用者に及ぼす影響が少なくないといった形での規定になっているわけですが、これは現時点での判断で、将来ビジネスモデルによってはその影響というのがかなり変わってくる可能性もあるので、どのようにそういった変化に対して対応

されようとしているかというところをお聞きできればなと思っております。

あと、質問と意見なのですが、2番目の省令のところですか。2枚目のスライド、省令の方法のところですか。通知の方法として、第2項第1号ですか、能動的に表示と書いてあって、これは良いと思うのですが、第3項のところには、実は同様の書き方をしていないので、やはり同じように能動的な表示というのは必要なのではないかと思います。

それと3点目なのですが、これは3番目の省令の知り得る状態に置く事項のところですか。第3号のところを利用目的と書かれているのですが、やはり新経済連盟など様々な方の御意見がありましたように、実はこれはリンクの設置などだけでは足りないと思います。やはり理解しやすい具体的な内容を書くべきだと思います。その際に、過剰な内容が理解を妨げるのではないかというような御意見があったかと思うのですが、書くのか、詳細なのかではなくて、やはり適切なものというものはあるはずで、そのときの考え方としては、そもそも何を知り得る状態に置こうとしているのかというときは、利用者が自分の利益や不利益を判断するために必要な内容というのが掲げられていなければいけないわけで、利用目的をただ利用目的というように書いてしまうとばらつきがあってしまうところですか。利用者に不利益を及ぼさないように自分の利益を守るために最低限必要な内容というものはあるはずで、それがある程度の具体性を持ったものであったり理解しやすいものということで、納得して判断できるといったような観点が必要なのではないかなと思います。この利用目的に関しては、5番目の省令の利用目的も同様に考えております。

最後に、先ほどMyDataJapanの送信元の利用目的のところの議論があったかと思います。皆さんの御意見をお聞きしていて、そういう事例について意見するほどの知識は持ち合わせていないのですが、なぜ送信元が利用者情報を送信先に送るのかといったような目的というのは、そもそも利用者にとっては知るべき情報なのではないかなと思います。何のために外部送信するのかといった利用目的は必要なのではないかなと思いました。ただ、これは私の理解が間違っている可能性もありますけれども、そもそも利用者としては知っておくべき情報ではないかなと思いました。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。古谷構成員からの御発言の中には事務局への御質問の部分もあったと思いますので、ここで、先ほど山本主査代理が御質問を残して御退席されたのでそれも読み上げさせていただき、合わせて事務局からひとまずの御回答をいただいた上で、さらに手を挙げていただいている構成員の方々から御意見等を伺いたいと

思います。

山本主査代理の御質問でございますが、2点ございまして、第1はオプトアウト措置に関する条文の第2号で「利用者が当該措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の提供に制限があるときは、その内容」とありますが、これはオプトアウト措置を求めた場合、電気通信役務を受けることに関して何らかの不利益があるということでしょうか。オプトアウトすると何らかのサービスが制限されてしまうとするとオプトアウトをためらい、実質的にオプトアウトが制限されることにはならないでしょうか。外部送信先の事業者が外部送信を受けないことにより何らかのことができることが制限されることはあり得るとしても、利用者がオプトアウトを求めることでFirst Party事業者から受けるサービス等が制限されることはあまり想定すべきではないように思いました。これが1点目でございます。

2点目は、同じ条文の第5号から第7号までの事項は、結局外部送信する場合に「通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置く事項」と同じではないかと思いましたが、そのような認識でよろしいでしょうか。仮にこのような認識が正しいとすると、法第27条の12でオプトアウトする場合には「通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない」ということとの平仄はどのように理解すればよろしいでしょうかと、こういった御質問でございます。

これまで御質問、あるいは事務局としてクラリファイする必要があった御議論などあれば、それも含めてこのタイミングでお願いできますか。

**【井上消費者行政第二課長】** 事務局でございます。闊達な御議論いただきまして、ありがとうございます。様々な論点があつて順不同になりますけども、ページごとに御説明させていただければと思います。

1ページ目でございます。ここに書いてあることというよりも全体を通じてだと思つてのですが、規制の対象範囲が分かりづらい、そこを明確化すべき、さらには決めた上でも分かりやすくやるべきではないかというのは、おっしゃるとおりだと思つています。また、どうしても法令用語となると分かりづらい面が出てきます。さらに、御議論があつたように電気通信事業者、それから第三号事業を営む者の概念の問題もございまして、そこがまた難しくしている要素ではあると思つています。その点については我々どもも重々問題意識として承知しておりまして、それについては皆さんからもコメントをいただいていますように、ガイドラインやFAQといったところでいろいろと分かりやすく、なるべく分かっ

でもらえるように対応してまいりたいと思います。運用の話についても、そういったところとセットで考えていきたいと思っています。

それから、将来についてどうするかというのを、先ほど古谷構成員からお話をいただきました。今回取りまとめいただいた第二次とりまとめの中でも、官民連携してモニタリングするといったような報告も含まれてございます。そもそも電気通信事業法自体は3年見直しというのがありますが、そういう3年と限らず、規律の対象として今はまずはこれで進めたいなと思っておりますが、一方で外部送信は技術革新の非常に早い分野でございます。外部送信に限らずそういったことがいろいろと変化すると思っておりますので、これで終わりというわけではなくて、常に注視しながら必要に応じて変えていきたいと考えております。

次のページでございます。通知又は公表の方法につきましてはこちらに書いてあるとおりでございます。1点、これも古谷構成員から、あと第3項のところでも動的に表示というのがないのではないかというお話がございましたが、通知のほうについては利用者の方に知らしめるという意味で、動的にという表現としております。一方、公表のほうについては、利用者の方からアクセスしやすいところにその情報が載るようにしてほしいというものでございます。

次のページでございますが、利用者に通知又は公表すべき事項でございます。こちらについても、まずは森構成員、それから太田構成員からもいただいていたのですが、オプトアウト等の措置の有無について記載すべきということですが、これについては、森先生からも御指摘いただきましたが、5号のオプトアウトの措置の守備範囲を踏まえて整理しなければいけないと思っておりますので、そこについてはまた考えさせていただきたいと思えます。

それから、利用目的のところ。これは種々御議論いただきまして誠にありがとうございます。これは、認識がずれていたら御指摘いただきたいのですが、おっしゃっていたようにFirst Party、送信元の利用目的を記載するということですが、その者がきちんと利用目的を書かなければいけないと考えています。その上で、利用目的としてどこまで書くかというのは全くおっしゃるとおりでございます。あまりに簡素ですと、それでは利用者は何も判断できませんし、あまりに詳細過ぎると、それはそれで利用者も読んでもくれないという趣旨の問題がございます。利用目的をどこまで書くかというのは、それこそビジネスをやっている方、それからいろいろな利用者保護、それから消費者団体の方などの意見

を聞きながらバランスを取っていかなければいけないと思っていますが、これに縛られるわけではないですが、例えば電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインやそういった各種ガイドラインで利用目的の出し方の例のようなことも書いてありますので、そういうものも参考にしながら、ここでは詳しくは書きづらいですが、その下の解説やFAQの中で示していきたいなと考えてございます。

次でございますが、電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報、こちらについても御議論いただきました。日本スマートフォンセキュリティ協会からいただいた第4号については、ここの書きぶりはおっしゃるとおりでございますので、ここも見直しをさせていただこうと思っております。

それから、第1号のところです。「その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報」につきましては、これは御議論があったところでございます。これも利用者の視点に立って、どこまで通知又は公表したほうが利用者にとって良いかという話もでございます。また、その根っこにある話として、「真に必要な情報」というのが悪用されてはいけないというのは我々どもも認識しております。その点は、ここでどこまで書くかというのはFAQや、それこそ解説などである程度はつきりさせていきたいと思っておりますが、そういった点についても、またいろいろとお話を聞きながら整理していきたいと思っております。

それと、法律の第2号でFirst Party Cookieが除かれているからというお話がありましたが、法文ですと、読み方としてはCookie IDしか抜かれてないというような考えもございまして、それに紐付かれるような情報についてはやはり抜いておかないと、利用者にとって非常に煩雑な情報をお見せすることになるのかなというように思いましてこういう「真に必要な情報」というのを入れています。いずれにしても、根っこにある話は、利用者にとって知らない間に外部送信されて電気通信サービスを安全に使えないということを解消するためにはどうしたらいいかという観点でその線引きなりをガイドラインで、はつきりとできるかどうかはありますが、考えていきたいなと思っております。

最後、オプトアウトの措置のところです。オプトアウト措置のところについては、まず、第2号のところでございますが、「制限があるときは、その内容」としてございます。これはあくまでも、まずは利用者の方に知っていただくということが必要だと思っております。例えばここでオプトアウトしたらもう自分には全く関係ない、全く興味のない広告も出ますよなどそういった可能性もあると思っております、オプトアウトしたからといって制限してはいけないとまでは言っていないで、オプトアウトしたらどうということが起き

るかというのは、まずは利用者の方に知ってほしいというものでございます。

第5号から第7号までのところで、結局通知又は公表と同じではないかというお話でございしますが、そのとおりでございまして、言わば通知、公表していただく内容もミニマムの状態になっていると思っておりますので、オプトアウトを判断していただくためにもそういった情報については、そういうのは入れてもいいのではないかと考えてございます。

省令以外のところで法案に関する御質問をいただいて、事業者がその利用者に対して電気通信役務を提供する場合というのは、電気通信役務の範囲がどこかということですが、基本的には省令で定められた電気通信役務の範囲と考えておりますが、一方で、それだけのホームページをつくるというのはかえって煩雑な場合もあるかと思っておりますので、それ以上のものを出していただくのは一向に構わないと思っております。

それから、2つ目の同意のところでございますが、同意については、まさに省令には落ちていませんが、一方で27条の12の運用ということを考えますと一緒に考えていくべき事項かなと思っておりますので、同意についても何か、ガイドラインというか、FAQになるか分かりませんが、省令には入っていないのですが、そういったところで同意についても考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。

さらに多くの構成員から手が挙がっておりますので、御意見等を伺っていききたいと思います。

まず、森構成員、これはもしかすると8名様への御質問の部分があったのかなと思えますが、いかがですか。

**【森構成員】** ありがとうございます。

御質問ということではなくて、先ほどの新経済連盟の御説明で、その後に全般的なこともお話ししたいと思うのですが、一つはサイトポリシーをつくるのが面倒というわけではないということで安心いたしました。アプリだとアプリプラポリ、SPIで言うところのアプリプラポリですが、そういったものは事業全体の、お仕事全体のプライバシーポリシーとは別につくっていただくということだと思いますし、逆にそういうことだとすると、煩雑になるというのは、それは電気通信事業ガバナンス検討会のほうで言っていただくのは結構なのですが、こちらでの御指摘としては当たらないのかなと思いました。ということが1点目です。

2点目に、全体的なこととの関係になりますが、モバイル・コンテンツ・フォーラムの資料2ページ目です。政令・ガイドラインの検討を深めるため、法規制の目的となっている通信関連プライバシーの定義について、特に利用者を与える根源的なリスクとは何か、保護すべき人権とは何かということなのですが、このお尋ねはごもっともで、割と幾つかのところに分かれて議論されていたことがありまして、専ら本ワーキンググループ、プラットフォームサービスに関する研究会親会と、それから先ほど出てきました電気通信事業ガバナンス検討会で議論されていたことですので、本ワーキンググループとしては、お尋ねはごもっともだと思います。ごく簡単に御説明すれば、これまでメッセージや通話に関しては通信の秘密でしっかり秘匿性が保護されていたわけですが、利用者の利用形態が変わってきて、今はもうスマホを利用するのに「もしもし」、「はいはい」などの電話やメッセージは時間的には少なく、ウェブサイトを見たりアプリを使ったりということが主な利用になってくる。その中で、そういった利用がどこかに全部ダダ漏れに出ちゃって、かつそのデータを集めて何かするというのは、一つにはプライバシー上の問題がありますので通信関連プライバシーというネーミングになっています。もう一つは、そういった集められたデータベースが悪用されることがあるということが分かってきました。これはリクナビの事件や、ケンブリッジ・アナリティカの事件で分かってきましたので、そういったことを電気通信に係る、通信に関連するプライバシーとして、権利として、人権として保護すべきであると、そういった認識で外部送信の規制が進んでいるということです。なので、議論されていないわけではなくて、ここではないところで議論されていたということでございます。

まずは、取りあえずは以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。

それでは、次に寺田構成員、お願いいたします。

**【寺田構成員】** よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

皆さん、規律をしっかりと正しましょうという方向で、省令案への同意というのはおおむね一致しているのかなと思っています。ただ、電気通信事業法として対象の縛りのために対象者が分かりにくいとか、この後通知や公表の方法や事項をどこまで具体化するかといった魂を入れるところですね、こういったところが課題になっているのかなと思っています。そういったところで幾つか意見と提案をさせていただきたいと思います。

まず、1つ目が総務省令案の1ページ目です。ここで問題になっているのは第4号のと

ころです。具体的な例でいくと、例えばウェブとかアプリ上で小売をやっていると、でもそのページに広告が張ってあって広告事業も行っていますといったようなときに、これをどう考えるかというところが非常に問題になっているのかなと思っています。こういった外延を決める上で、対象を主たる業務が小売とか電気通信事業なのかとかそういったところを見ていくのか、それとも、少しでも電気通信役務を行っている場合はその部分に関しては対象となるのかといったところをもう少し明確にしていく必要があるのかなと思っています。個人的には、今回の省令案をつくっていく段階のところで規模の大きさというのを閾値にしなかったということ、このことに鑑みると、少しでも電気通信役務を行っている場合というのは本来対象となるのだろうかなと思っています。

次に、2ページ目です。通知、公表における方法の第1項第2号、文字の適切な大きさといったところで何かピンポイントになってしまっているのですが、ここは、方法としては色や表示場所、例えば右隅などにぼんと置かれても分からないとかそういったことも考えると、書きぶりが少し違うのかなと思っています。操作を行うことなく適切に識別できる文字の大きさというのではなくて、もう少し広く識別できるというような形の書きぶりにして、具体的な内容はガイドラインという方がやりやすいのではないかなと思っています。ここで文字と書かれてしまうとそれ以外のところがガイドラインに非常に書きにくくなるので、もう少しここは広げたほうが良いのかなと思いました。

それから3ページ目、通知、公表する事項です。ここで誤解を受けやすいのの一つあるかなと思っています。「情報送信指令通信ごとに」という表現のされ方をしているのですが、この表現だと毎回必要というように解釈されたり、常に逐次やらないといけないというように解釈されるような部分があるので、常に逐次ということではないとか、一連の処理については一括して記載できるといったことをきちんと理解できるような表現にする必要があるのではないかなと思っています。

最後にもう一点、少し危惧しているところがありまして、利用者情報の収集について、委託や迂回といったことで抜け道がどうも残っているような気がしています。例えば業務委託や共同利用といったことに関しても何らか、ここの中で表現するのか、ガイドラインで目的とかそういったところで考えるべきなのかなというのはあるかなと思いますが、ここは少し注視する必要があるのではないかなと思っています。

以上になります。

**【宋戸主査】** 具体的にありがとうございました。

それでは、高橋構成員、お願いします。

**【高橋構成員】** 高橋です。

通知、公表事項の利用目的について発言します。これは古谷構成員の後半のコメントでもよく表現されていたことなのですが、またこれも事務局からも回答いただいていたが、重要なので私の口からもコメントさせてください。

今回は広告が軸となっていて、これって従来の電気通信事業に必要なものをどうしようというような議論があったかと思います。これらはもちろんきちんと利用目的、表現をどうするかということは大事ですが、それら以外で利用者を悲惨な目に遭わせないということが改めて大事だと思います。先ほど森構成員から人権の問題が背後にあると言っていたとおりだと思います。広告あるいは従来の使い方の外側にある新しい高度な使い方とか、あるいは闇につながり得る使い方というのが、つながり得る利用目的というものがあるはずですので、そういった利用目的の書き方を丁寧に見ていく必要があります。これは技術革新もあるのでガイドライン等でバシッとはめ込むことが困難なことが予想されますので、本ワーキンググループかどうかは別として、きちんと現状の技術や動向を把握してメッセージを出し続けるということが大事だと思います。利用目的をどのように抽出したらいいのかということの表現が、まだうまく解決できていないというように指摘させていただきたいと思います。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。

生貝構成員、お願いします。

**【生貝構成員】** ありがとうございます。

僕から簡単に、今後のさらなる具体化に向けて3点程度となります。1つ目は、まさに今高橋構成員がおっしゃっていただいたことに賛同ございまして、まさに古谷構成員がおっしゃっていただいたとおり、どう消費者が不利益を避けるのか、まさしく岸原オブザーバー、森構成員から法目的は果たして何なのか、避けるべきリスクとは果たして何なのかという御議論もあったところでございますが、例えば広告一つ取っても色々なものがあり、例えばポリティカルターゲティングのようなものですか、健康に関わるようなものですか、あるいはパーソナライズド・プライシングに関わるような広告以外の状況といったようなものも含めて様々なものがある中で、どういうリスクを我々として重視するのかというのは今後様々な形、観点から考えていく必要があります、それをどう反映させていく

かということになるのかなと思います。

2点目として、山本主査代理からもオプトアウトのことについて御言及がございましたが、日本の法づくりからして、いわゆるCookie Wallのようなことはおそらく事業者として選択するつくりにはなっていないのかと思うのですが、あくまで1つの選択肢でしかないオプトアウトに関しても、例えばヨーロッパのほうですとCookie同意を取るに当たって、オール・オア・ナッシングではなくて、例えばオーディエンス測定のCookieは認める、それで行動ターゲティング広告のところまで認めるのかどうかといったようなプリファレンスを2段階、3段階ぐらいでつくることが多くなってきている、そういったようなことというのも今後のガイドラインの中などでベストプラクティスなどで示していくことで、より丁寧な法運用の在り方というものに資する部分があるのかなと感じます。

最後、3点目として、例えばヨーロッパでも2009年のePrivacy指令の改正によるオプトイン、日本の法律より大分厳しいものですが、そのときも結構広く遵守していただくようになるまでそれなりの時間がかかったといったようなことがあります。我が国の法は、今回非常にソフトな法改正になっているので、遵守コストというものはさほど大きくないと僕自身は感じているところもあるのですが、しかしやはり対象範囲の事業者もそれなりに広いといったときに、どう守られているのか、まさしく今回、法遵守の方法にもいろいろな選択肢がある中で実際に守られているのか、それが果たしてリスクを低減できているのかということも含めて、今まで代表的な事業者様を対象としたモニタリングを本ワーキンググループの上でも様々な形でやってきましたが、それとはまた違った形でかなり広いモニタリングを、継続的にデータ収集も含めてどのようにやっていくのかというのが、この法運用の中で一番重要なところなのだろうなというのを感じています。

以上でございます。

**【宋戸主査】**      ありがとうございます。

それでは、佐藤構成員、お願いします。

**【佐藤構成員】**      ありがとうございます。手短に2点、意見を述べさせていただきます。

1つ目ですが、今回の事業者ヒアリングの中で、事業者のほうからベストプラクティスなどを出してほしいという話が幾つかありました。役所側がベストプラクティスを提示するというのはおそらく誰も反対しないところなのですが、本来は、まずは事業者が省令に準拠するかどうかを事業者御自身で御判断いただくのが基本であると思っています。それで、その判断では、事業者にお勤めの方は消費者でもあるわけですから消費者視点でお考

えいただきたいですし、それをお勤めの方々個人の判断ではなくて、事業者としてきちんと適切に判断できるような形、体制などをきちんとつくっていただくことが重要と思っています。

2点目でございますが、今回の省令案なのですが、率直に申し上げると多くの事業者は適切に準拠していただけたらと思うのですが、事業者が省令案の制限を避ける方法も、正直言って容易に思いつくところです。その1つは寺田構成員が挙げられていた委託もありますし、それ以外にも、例えば省令案の3ページのところに情報送信指令通信ごとにとという形で書かれていました。その結果として非常に数が多くなってしまいうわけで、今回情報が煩雑になるのでよろしくないというような御意見を出された事業者もおられました。それを許してしまうと何が起きるかという、多様な処理を行ってくれる少数の外部サービスに情報を出してしまうことによって、送信先の数といいたいまいしょうか、それを一見減らすようなことというのは容易にできてしまうわけです。ただ、現段階においてはその煩雑さを考えるより、まずは必要な情報を出していただくということが重要ですし、総務省におかれましては、この省令の趣旨、法律を含めた省令の趣旨というものの周知を徹底していただきたいと思っております。

また、古谷構成員の意見とも重なりますが、MyDataJapanが御指摘されていたCDPを含めて消費者の理解と実態にずれが生じやすい方法というのは色々ありますし、今後もそういう新しい方法が出てくるのが想定されますので、弾力的に省令改正を含めて御検討いただければ幸いかと思っております。

以上でございます。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。

それでは、小林構成員、お願いします。

**【小林構成員】** 野村総合研究所の小林でございます。順番に1ページからコメントを述べさせていただきます。手短にお話しさせていただきます。

まず、最初の1ページ目で、これは対象が分からない、第4号については対象がすごく広くなり得るので、冒頭、板倉構成員から発言のあった、まずはそういった場合には、大したことではないのでポリシーを掲げるということで誘導したらどうかというようなご発言があったのが少し気になっておまして、やはり事業者としてはウェブサイトにごこういう外向けの文章を掲示するというのは、相当な負担になるものですので、もし当たる・当たらないというのが分からない場合には、まずはポリシーを掲げてくださいというように

誘導するという事は基本的にはないのかなと思っています。基本はやはりできるだけ具体的に何が当たるのかと、特に寺田構成員もおっしゃっていたような広告事業がウェブサイトの中に組み込まれている場合には、それは実は第三号事業者に該当するのですというような、そういうような丁寧な解説というものをなるべくつけることによって、まずは書いてくださいというようなところではない方向に進めていただきたいなと思いました。

また、このプライバシーポリシー、Cookieポリシーなのか、今回の外部送信ポリシーといったものについてですが、ある程度事業者としては、今回はサイトごとに分かりやすくつくられるということを念頭に置かれていると思うのですが、これが従来からあるプライバシーポリシーとどういう位置関係にあるのかや、こういう外向けに出ていくポリシーというものを管理しているときにどのような関係になるのかというのは、そこも含めてガイドランスしていただけると、事業者としては今後のデータの取扱いについて、これは個人情報保護法の範囲と隣接する領域ですが、うまく組み合わせで整合するような形でサービスが享受できるようになるのではないかなというところを期待しております。

それから、2点目なのですが、ここは既にMyDataJapanから質問があって、そこに対して総務省事務局のほうからご回答があったところなのですが、送信元の利用目的を表示すべきだということについては、これは実はデータを取り扱う者の方、これを取り扱うこととなる者の氏名又は名称というところで、ここで読み取るということであるほどと思った一方で、ここはテクニカルにはそうなのかもしれないのですが、実際に読み手としてはなかなかそのように理解できなかったところもありますので、今後の解説のところでも手当てをしていただければなと思いました。

それから、これもMyDataJapanからも、ほかの構成員からもよく御指摘のあるところなのですが、4ページの第1号「その他電気通信役務の提供のために真に必要な情報」についてです。ここは以前の本ワーキンググループでも発言させていただきましたが、これが一体どういうものがあるのか、どういうものが該当するのかというものについては、実際に私としてはきっとあるだろうという想定の下、こういうものを求める事業者から意見を聴取して、これをなるべく具体的に、できれば限定列挙のような形で提示できる、具体例として提示できるような形に持っていくのがよろしいのではないかなと思います。

以上でございます。

**【宍戸主査】**      ありがとうございます。

それでは、太田構成員、お願いします。

**【太田構成員】** 時間も何もないので2点だけ、簡潔に意見を述べさせていただきます。

まず、3ページのところで、オプトアウトの有無である場合はその方法のようなところを書き加えるべきだと僕は考えておりました、先ほどの話だとそのほかのオプトアウトのところとの関係性が、といった話がありましたが、ここの関係性ということよりは、まずこの公表文、通知文を見たときに、利用者が利用目的は分かりました、それが拒否できる手段があるのだったら拒否したいと思う人もいるでしょうし、ないということを知るといことも必要でしょうし、要するにオプトアウトの措置があったとしても公表文の中にそれがあるのかないのかとか、その方法などが示されていないとあまり意味がなくなってしまうのではないかなと思っております。

次に、送信先における利用目的のところですが、こちらはやはりシンプルに、古谷構成員がおっしゃっていましたが、そもそも送信元において何で外部送信先が必要なのかといったところをシンプルに書くというのが良いのではないかなと思います。先ほどの事務局からの回答の中で、取り扱うこととなる者の氏名又は名称というところは僕はよく分からなかったのですが、そもそもこの回答を受けて気づいたところで言うと、取り扱うということがどういうことなのかということもまた分かりにくい、これは個人情報保護法側でも取り扱う、取り扱わないで結構議論になったりするところですが、ここにおいても取り扱う、要するに送信はしているが取り扱っていないからといった話が通じるようになってしまうと、それもまた抜け道にもなってしまふかなと思っておりますので、この取り扱うことというところも含めて今後ガイドラインなどで示していくことが必要になるかなと思っております。

以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。

それでは、森構成員、お願いします。

**【森構成員】** ありがとうございます。

私は、オプトアウトすることによってサービスが制限される場合があるのかということについてですが、これは、私はあり得るかなと思っておりました、特にマネタイズを広告その他でやっている場合に、そのうちのウェブサイトの中で、これは実質有料といいますか、直接閲覧者からお金は取りませんが、広告を出したいのですというようなものであれば、それはオプトアウトすると一部のものは見ていただけますが、一部のものは見ていただけませんというのはありかなと思ってます。それが1点目です。

2点目は、先ほど小林構成員から迷ったら書くほうに倒すのはいかがなものかというお話がありましたけども、私としては、冒頭に申し上げましたとおり、それで良いのかなと思っておりまして、理由を改めて申し上げれば、もともと当初の検討としては、利用者目線で考えたときに、それはウェブサイトの区別なく、あるいはアプリの区別なく外部送信についての透明性というのは確保されるべきであろうということがそもそもの大きな理由です。電気通信事業法の性質上、電気通信事業者及び三号事業を営む者となっているわけですが、それは利用者側からすれば重要なことではないので、そもそもそこがあるということなんです。

そしてもう一つは、生貝構成員からも遵守のコストが低廉だと考えられるのではないかというお話がありましたが、これは全くそうだと思っておりまして、外部送信をするという人にだけ係ってくることでありますし、また透明性というマイルドな規制ですので、それはやっていただいたほうが良いのではないかなと思っています。さらに言うと、時々大企業のウェブサイトなのに外部送信を書いてないとか、フィンガープリンティングをやっているというようなことで、フィンガープリントによるトラッキングをやっているということでメディアで批判されるということもありますので、そういうことも考えれば、いっそのことやっていただいたほうが、いろいろな意味でコストもかからないし、良いのではないかなと思っていますということなんです。

以上です。

**【宋戸主査】** ありがとうございます。

それでは、岸原オブザーバー、野口オブザーバーからコメントをいただけるようなんです、時間の関係もありますので手短にお願いできますでしょうか。

**【岸原オブザーバー】** よろしいですか。

先ほど、森構成員のほうから根源的なリスク、守るべき人権ということで一応事例を示していただきまして、どうもありがとうございます。これがどういう形で議論されているかというのはぜひ情報をいただきたいということが1点です。あと、事例だけでは、これをもう少し普遍化していかないと、これがどういうリスクであって、どういった人権を守るかというのが分からないので普遍化する必要があるのではないかなと思います。特に通常のプライバシーと通信関連プライバシーがどう違うのか、これによってどのような扱いをすればいいかということで、先ほどの事例のところ、これは先生方がいるところでおこがましいのですが、私なりの解釈では、大規模に自動で継続的に情報収集して分析するこ

とによって個人の自由な意思に介在するといったことが根源的なリスクであり、守るべき人権ではないかなと思っておりますので、それであれば、それに対しての情報発信、説明ということが分かりやすくなるかなと思います。ぜひこちら辺のところは引き続き議論を深めていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

**【宋戸主査】**      ありがとうございます。

野口オブザーバー、お願いいたします。

**【野口オブザーバー】**      プロバイダー協会の野口です。手短かに。

一般的なウェブサイト広告を張ったときに、例えば電気通信事業法の規律の対象になるというお話にもしなってくるとすると、通信の秘密の保護みたいな、性質上誰にでもきいてくるものは確かに中にはあるにはあるのですが、一般的に言うと電気通信事業法というのは電気通信事業者が守る法律というイメージがあるので、もしそれ以外、今はとても電気通信事業をやっていると思っていないようなところに対しても規律が及んでくるような話になってくると、やはりそういったことの周知であるとか、そもそも電気通信事業法でいいのかといった議論になってくるのかなと、感覚としてで申し訳ないのですが、電気通信事業者をやっている立場から思いました。

私からは以上です。

**【宋戸主査】**      ありがとうございました。

本日、8名様からコメントをいただき、また構成員、オブザーバーの方々から非常に多くの議論を、事務局が示した省令案についていただいたところです。まさにマルチステークホルダープロセスだなという感じがいたしました。本日の議論を踏まえて事務局で準備いただき、またこれについては法令審査や関係者との調整等もあろうかと思っております。それを踏まえて、事務局において省令案について修正などをいただく。あるいは、本日の省令案がこれで良いとしても、解説それからFAQなどにおいてこういった点は注意すべきでないかといった事項、あるいは、省令案としては少し盛り込みにくい、繰り返しになりますが解説やFAQという形で明確にしていくことが適切であると思われるような事項などがあると思いますので、これらを御整理いただいて、次回会合で事務局から御提出、お示しいただきたいと思いますが、事務局はそれでよろしゅうございますか。

**【井上消費者行政第二課長】**      宋戸先生、構成員の皆様、どうもありがとうございました。

今、主査からいただいた方向で調整いたしまして、次回会合に資料を提出させていただきます。

きたいと思います。よろしく願いいたします。

**【宍戸主査】** ありがとうございます。非常に多くの有益な御指摘をいただいたので大変だと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、その他、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

**【丸山消費者行政第二課課長補佐】** 事務局です。皆様、御議論いただきましてありがとうございました。次回会合につきましては、別途御案内いたします。

事務局からは以上です。

**【宍戸主査】** ありがとうございました。

これにて本日の議事は全て終了となります。貴重な御意見をいただきました、事業者ヒアリングに応じていただきました8者様には心より御礼を申し上げます。また、本日も活発な御議論をいただきましたことに、構成員、オブザーバーの皆様にも御礼を申し上げたいと思います。

以上で、プラットフォームサービスに関する研究会プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループの第18回会合を終了とさせていただきます。お忙しいところを御出席いただき、ありがとうございました。これにて散会いたします。